

平成 19 年  
監査結果に基づき知事等が講じた措置  
(第 1 回)

東京都監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成18年財政援助団体等監査、平成18年工事監査、平成18年行政監査(都の土地及び建物の管理について)、平成18年各会計定例監査、平成17年度決算審査(各会計歳入歳出及び公営企業各会計)、平成17年行政監査(消費者トラブル等への対応について)、平成17年財政援助団体等監査、平成17年工事監査、平成17年各会計定例監査、平成16年度決算審査(出納長所属各会計)、平成16年財政援助団体等監査、平成16年行政監査(特命随意契約について)及び平成16年行政監査(都立図書館サービスについて)の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり報告する。

平成19年6月4日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 東京都監査委員 | 古 | 賀 | 俊 | 昭 |
| 同       | 大 | 沢 |   | 昇 |
| 同       | 三 | 栖 | 賢 | 治 |
| 同       | 筆 | 谷 |   | 勇 |

# 目 次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 第1 報告の概要 .....                    | 1  |
| 第2 報告の内容                          |    |
| 平成18年財政援助団体等監査 .....              | 3  |
| 平成18年工事監査 .....                   | 16 |
| 平成18年行政監査（都の土地及び建物の管理について） .....  | 39 |
| 平成18年各会計定例監査 .....                | 46 |
| 平成17年度決算審査（各会計歳入歳出） .....         | 54 |
| 平成17年度決算審査（公営企業各会計） .....         | 57 |
| 平成17年行政監査（消費者トラブル等への対応について） ..... | 57 |
| 平成17年財政援助団体等監査 .....              | 58 |
| 平成17年工事監査 .....                   | 59 |
| 平成17年各会計定例監査 .....                | 60 |
| 平成16年度決算審査（出納長所属各会計） .....        | 61 |
| 平成16年財政援助団体等監査 .....              | 61 |
| 平成16年行政監査（特命随意契約について） .....       | 62 |
| 平成16年行政監査（都立図書館サービスについて） .....    | 63 |

# 第1 報告の概要

各監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、表1のとおり、執行機関から通知を受けました。今回、通知を受けた件数は131件で、講じられた措置の内訳は、表2のとおりです。また、残る90件の監査結果については、執行部所において改善の取組途上、又は改善策を検討中となっています。

(表1) 講じた措置の件数

| 区分                                   | 監査実施期間                    | 結果内訳  | 措置対象<br>A | 措置済<br>B | 今回措置<br>C | 改善中<br>A-(B+C) |
|--------------------------------------|---------------------------|-------|-----------|----------|-----------|----------------|
| 平成18年<br>財政援助団体等監査                   | 平成 18.8.28<br>~平成 19.1.17 | 指摘    | 35        | -        | 28        | 7              |
|                                      |                           | 意見・要望 | 5         | -        | 3         | 2              |
|                                      |                           | 計     | 40        | -        | 31        | 9              |
| 平成18年<br>工事監査                        | 平成 18.1.30<br>~平成 19.1.17 | 指摘    | 39        | -        | 38        | 1              |
|                                      |                           | 意見・要望 | 4         | -        | 4         | 0              |
|                                      |                           | 計     | 43        | -        | 42        | 1              |
| 平成18年 行政監査<br>(病院における収入管理に<br>ついて)   | 平成 18.9.6<br>~平成 19.1.17  | 指摘    | 33        | -        | 0         | 33             |
|                                      |                           | 意見・要望 | -         | -        | -         | -              |
|                                      |                           | 計     | 33        | -        | 0         | 33             |
| 平成18年 行政監査<br>(都の土地及び建物の管理<br>について)  | 平成 18.9.5<br>~平成 19.1.17  | 指摘    | 26        | -        | 17        | 9              |
|                                      |                           | 意見・要望 | 9         | -        | 0         | 9              |
|                                      |                           | 計     | 35        | -        | 17        | 18             |
| 平成18年<br>各会計定例監査<br>(平成17年度執行分)      | 平成 18.1.12<br>~平成 18.9.8  | 指摘    | 60        | 32       | 17        | 11             |
|                                      |                           | 意見・要望 | 4         | 3        | 1         | 0              |
|                                      |                           | 計     | 64        | 35       | 18        | 11             |
| 平成17年度<br>決算審査<br>(歳入歳出各会計)          | 平成 18.7.21<br>~平成 18.9.8  | 指摘    | 17        | 5        | 11        | 1              |
|                                      |                           | 意見・要望 | -         | -        | -         | -              |
|                                      |                           | 計     | 17        | 5        | 11        | 1              |
| 平成17年度<br>決算審査<br>(公営企業各会計)          | 平成 18.6.1<br>~平成 18.8.9   | 指摘    | 6         | 1        | 1         | 4              |
|                                      |                           | 意見・要望 | 2         | 0        | 0         | 2              |
|                                      |                           | 計     | 8         | 1        | 1         | 6              |
| 平成17年 行政監査<br>(情報システムの運用管理<br>について)  | 平成 17.9.26<br>~平成 18.2.1  | 指摘    | 12        | 12       | -         | -              |
|                                      |                           | 意見・要望 | 4         | 2        | 0         | 2              |
|                                      |                           | 計     | 16        | 14       | 0         | 2              |
| 平成17年 行政監査<br>(消費者トラブル等への対<br>応について) | 平成 17.10.3<br>~平成 18.2.1  | 指摘    | -         | -        | -         | -              |
|                                      |                           | 意見・要望 | 3         | 2        | 1         | 0              |
|                                      |                           | 計     | 3         | 2        | 1         | 0              |
| 平成17年 行政監査<br>(道路の維持補修について)          | 平成 17.9.26<br>~平成 18.2.1  | 指摘    | -         | -        | -         | -              |
|                                      |                           | 意見・要望 | 2         | 1        | 0         | 1              |
|                                      |                           | 計     | 2         | 1        | 0         | 1              |
| 平成17年<br>財政援助団体等監査                   | 平成 17.9.7<br>~平成 18.2.1   | 指摘    | 33        | 30       | 2         | 1              |
|                                      |                           | 意見・要望 | 8         | 5        | 0         | 3              |
|                                      |                           | 計     | 41        | 35       | 2         | 4              |
| 平成17年<br>工事監査                        | 平成 17.2.2<br>~平成 18.1.18  | 指摘    | 37        | 37       | -         | -              |
|                                      |                           | 意見・要望 | 5         | 4        | 1         | 0              |
|                                      |                           | 計     | 42        | 41       | 1         | 0              |
| 平成17年<br>各会計定例監査<br>(平成16年度執行分)      | 平成 17.1.14<br>~平成 17.9.7  | 指摘    | 78        | 76       | 2         | -              |
|                                      |                           | 意見・要望 | 11        | 10       | 0         | 1              |
|                                      |                           | 計     | 89        | 86       | 2         | 1              |
| 平成16年度<br>決算審査<br>(出納長所属各会計)         | 平成 17.7.21<br>~平成 17.9.7  | 指摘    | 18        | 18       | -         | -              |
|                                      |                           | 意見・要望 | 3         | 0        | 1         | 2              |
|                                      |                           | 計     | 21        | 18       | 1         | 2              |
| 平成16年度<br>決算審査<br>(公営企業各会計)          | 平成 17.6.3<br>~平成 17.9.7   | 指摘    | 11        | 10       | 0         | 1              |
|                                      |                           | 意見・要望 | -         | -        | -         | -              |
|                                      |                           | 計     | 11        | 10       | 0         | 1              |
| 平成16年<br>財政援助団体等監査                   | 平成 16.9.7<br>~平成 17.3.23  | 指摘    | 43        | 41       | 2         | 0              |
|                                      |                           | 意見・要望 | 3         | 3        | -         | 0              |
|                                      |                           | 計     | 46        | 44       | 2         | 0              |
| 平成16年 行政監査<br>(特命随意契約について)           | 平成 16.9.27<br>~平成 17.2.2  | 指摘    | 21        | 20       | 1         | 0              |
|                                      |                           | 意見・要望 | 7         | 7        | -         | 0              |
|                                      |                           | 計     | 28        | 27       | 1         | 0              |
| 平成16年 行政監査<br>(都立図書館サービスにつ<br>いて)    | 平成 16.9.27<br>~平成 17.2.2  | 指摘    | 5         | 4        | 1         | 0              |
|                                      |                           | 意見・要望 | 6         | 6        | -         | 0              |
|                                      |                           | 計     | 11        | 10       | 1         | 0              |
| 合 計                                  |                           | 指摘    | 474       | 286      | 120       | 68             |
|                                      |                           | 意見・要望 | 76        | 43       | 11        | 22             |
|                                      |                           | 計     | 550       | 329      | 131       | 90             |

(注) 件数については、一つの指摘が複数の局(団体)にある場合、局(団体)ごとに件数を数えている。

(表2) 措置の内訳

| 区 分       |                                     | 事 例  | 件 数  |
|-----------|-------------------------------------|--|------|
| 指<br>摘    | 規定、基準等に即した適正な事務の執行、財産管理等に改めたもの      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過大に交付された補助金を返還させた。</li> <li>・ 防災設備の設置数量を正確に把握し、管理委託契約の変更を行った。</li> <li>・ 公有財産の登載漏れを修正した。</li> </ul> | 66件  |
|           | 会議、研修等において、関係者に周知徹底を図ったもの           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全管理に関する適切な指導、監督</li> <li>・ 適正な契約変更手続き</li> <li>・ 工事における適切な仕様の選定</li> </ul>                         | 38件  |
|           | 要綱、規則の改正や新たな基準の作成など、より適切な事務手続に改めたもの | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準的な事務処理マニュアルを作成し、指導した。</li> <li>・ 要綱の改正を行った。</li> <li>・ 貯蔵品の範囲を統一した。</li> </ul>                    | 8件   |
|           | その他                                 | -  | 8件   |
|           | 小 計                                 |  |      |
| 意見・<br>要望 | 工事費の積算方法を改めたもの                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕様や規模に応じた適切な単価の設定を指示した。</li> <li>・ 積算の基準を統一した。</li> </ul>   | 6件   |
|           | その他                                 | -  | 5件   |
|           | 小 計                                 |  |      |
| 合 計       |                                     |  | 131件 |

## 第2 報告の内容

### 〔平成18年財政援助団体等監査〕

生活文化スポーツ局

(学校法人江戸川学園)

#### (1) 経常費補助金の返還を求めるべきもの

##### ア 監査結果の内容(要約)

都は、私立学校に1週間に5日以上勤務する教職員の人数に応じて、私立学校経常費補助として、補助金の交付を行っている。平成17年度私立学校教育助成金調査表記入の手引きによれば、校長を含む全教職員の出勤簿を備えておくこととしている。

学校法人江戸川学園における、平成17年度の補助金の交付状況について見たところ、学校就業月報に校長の出勤の記録がなく、校長の勤務実態を確認する出勤簿が備えられていないまま、補助金の申請が行われていた。このため、補助金429万5,000円が過大に交付されている。

##### イ 講じた措置の概要

過大に交付した補助金については、平成19年1月30日に全額返還された。

(学校法人渋谷教育学園)

#### (2) 国際化推進補助に係る補助金の返還を求めるべきもの

##### ア 監査結果の内容(要約)

都は、日本を出国し海外に在留していた日本人又は現在在留している日本人の子で、引き続き1年を超える期間、海外に在留していた児童又は生徒(帰国後3年以内の者に限る)を受け入れている私立学校に、経常費の特別補助として1人当たり9万円の国際化推進補助を行っている。

学校法人渋谷教育学園の平成16年度の当該補助金の交付状況について見たところ、補助対象とした48名のうち1名については、帰国後3年を超えて(平成13年3月帰国)いることが認められた。このため、補助金9万円が過大に交付されている。

イ 講じた措置の概要

過大に交付した補助金については、平成19年2月15日に全額返還された。

(学校法人日本大学第三学園)

(3) 40人学級編制推進補助に係る補助金の返還を求めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

都は、私立中学校の交付年度当初(4月1日現在)における学級編制において、1学級当たりの実生徒数が40人以下の場合に、私立学校経常費補助の特別補助として、当該学級数に1学級当たりの補助単価20万円を乗じて得た額を補助している。

学校法人日本大学第三学園は、各学級の生徒数を把握すべき基準日を誤って5月1日現在としたことにより、申請した学級数に誤りが生じていることが認められた。このため、補助金20万円が過大に交付されている。

イ 講じた措置の概要

過大に交付した補助金については、平成19年2月14日に全額返還された。

都 市 整 備 局

(財団法人東京都新都市建設公社)

(1) 工事カルテの登録を遅滞なく行うよう請負者を適切に指導、監督すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

公社は、2,500万円以上の工事の請負者に対して受注時、変更時、完了時にそれぞれ10日以内に工事の実績情報を工事实績情報システムに登録することを義務付けている。

しかし、平成17年度の工事70件について見ると、契約時及び完了時の登録が、いずれも10日以内に行われていないものが10件、いずれかが10日以内に行われていないものが25件あり、最大で6ヶ月以上遅れているものもあった。

また、1件の工事については監査日現在、登録そのものも行われていないなど、適正な手続きとなっていないものが確認された。

イ 講じた措置の概要

平成18年12月27日付けで請負事業者を適切に指導・監督する「工事関係図書チェックリスト等の運用」を作成し、登録業務に関するチェックを確実にを行うことを関係所属職員へ周

知した。

(2) 建築工事における設計・積算基準の設定について検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

公社は、各部において設計・積算の基準を定め、工事の予定価格を算出しているが、建築工事において、東京都財務局基準を部の基準と定めている開発事業部以外の各部は基準を定めていない状況にある。

平成17年度に総務部が発注した公社本社屋上防水工事の積算について見ると、財務局基準を参考に行ってはいるが、専門工事を単独で発注する場合の諸経費調整を行っていないなど、一部に運用の誤りが認められる。

その他の工事についても、適用する基準を定めていないため、積算が不統一なものとなっており、適切な工事の予定価格を算出するうえから、妥当ではない。

イ 講じた措置の概要

各部が定める、建築工事における設計・積算基準の設定については、平成19年3月19日付けで、「総務部、区画整理部及び下水道部の建築工事に関する工事施行規程実施細目」を定め、東京都財務局基準を適用して設計積算することとした。

さらに、平成19年3月20日付で建築工事担当者へ同実施細目の制定について通知し、周知した。

(3) 消費税の取扱いを適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

(ア)平成17年度の消費税の課税標準額の算定について見たところ、消費税額(地方消費税を含む。)が113万7,100円過大に納付されており適正でない。

(イ)消費税納付額の各事業への配分に当たり、データの誤りにより、都からの受託事業である建設発生土再利用事業に係る消費税相当額352万7,782円を都に過大に返還しており適正でない。

イ 講じた措置の概要

(ア)消費税の過大納付額113万7,100円について、平成19年3月5日に「消費税及び地方消費税の更正請求書」を八王子税務署に提出し受理された。

(イ)公社が都に過大に返還した352万7,782円については、平成19年3月16日に過誤納還付金として返還された。また、各事業の配分表のデータ入力時に更新漏れがないようにチェック体制を整えた。

(株式会社建設資源広域利用センター)

(4) 会計処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

会社は、事務用品費にて文具類を購入しているが、その内容には文具類以外に、接客用及び職員飲食用のミネラルウォーター、コーヒー、菓子等の食料品も含まれており、適正な会計処理ではない。

イ 講じた措置の概要

事務用品購入の会計処理について見直しを行い、茶菓類の購入代金を用途別に、交際費、会議費、福利厚生費及び雑費として計上することとした。

(株式会社東京スタジアム)

(5) 公有財産台帳への登録を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局が管理するスタジアム西側隣接地(約18,500㎡)及び駐車場関連設備の公有財産台帳への登録状況を見たところ、次のとおり適正でないものが認められた。

駐車場の管制設備及び雨水管は、スタジアム本体の建物従物としているが、建物と切り離して登録すべきである。

管制設備の設置に要した費用は1,260万円であるが、この設備の台帳価格を117万8,560円としており、差額分1,142万1,440円について公有財産台帳への登録が漏れている。

イ 講じた措置の概要

駐車場の管制設備及び雨水管について、雑工作物、土地の従物として公有財産台帳に登録をした。

管制設備の台帳価格について、適正な価格を算定し公有財産台帳に登録をした。

## 福 祉 保 健 局

( 社団法人東京都障害者スポーツ協会 )

### ( 1 ) 要綱を改正すべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

局は、障害者スポーツの振興に関して協会と協定を締結し、障害者スポーツ団体等への支援事業を実施している。協会は、東京都障害者スポーツ競技団体支援事業実施要綱において対象団体や対象事業等を定め、助成金を支出しているが、この要綱について見たところ、助成金の対象団体となる要件の一部として、「当該団体が協会に団体登録をしており、かつ、当該団体に協会の正会員が所属し、個人賛助会員が5名以上所属していること。」と定めている。

しかし、協定には、競技スポーツ団体等への支援を最も適切な方法により実施するものと規定されており、協会が助成金を支出する対象を限定しているのは適切でない。

#### イ 講じた措置の概要

協会は、助成金の対象団体を見直し、平成19年3月2日付けで東京都障害者スポーツ競技団体支援事業実施要綱を改正した。

( 学校法人順天堂 )

### ( 2 ) 補助金の返還を行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

(ア)局は、センターにおける認知症高齢者への専門医療にかかる人件費に対し、補助金交付要綱に基づき法人に補助金を交付している。

平成16年度及び平成17年度に交付された当該補助金のうち、その他手当の中に補助対象外の手当が含まれており、両年度で合計125万4,000円の補助金が過大に交付されている。

(イ)局は、医療保護入院者の定期病状報告書等提出業務に対して、報告書1通につき3,000円の補助金を法人に交付している。

平成16年度及び平成17年度における当該補助金の交付状況について見たところ、報告書の実績を誤ったため、両年度で合計11万1,000円が過大に交付されている。

#### イ 講じた措置の概要

(ア)過大に交付した補助金については、平成19年2月26日に全額返還された。また、実績報告書にその他手当の内訳を明記することを法人に指示し、審査事項を明確化した。

(イ) 過大に交付した補助金については、平成19年3月9日に全額返還された。

(社会福祉法人友興会)

(3) 補助金を返還すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

法人は、平成16年度に心理ケア加算として25万4,760円の補助加算を受けている。この加算は、施設の心理療法を担当する職員が、心理療法、生活場面面接、児童養護施設職員等への助言及び指導、処遇検討会議への出席、児童の保護者へのカウンセリング、その他必要な支援を実施した場合に加算交付されるものである。

しかし、心理療法に該当するものとして、東京女子医大小児科に心理相談に通院した記録が4か月分があるものの、8か月分については医師等による生活場面面接、児童養護施設職員等への助言及び指導について、実績が認められなかった。

このため、当該補助加算のうち3万4,000円が過大に交付されている。

イ 講じた措置の概要

過大に交付した補助金については、平成19年2月2日に全額返還された。

また、平成19年2月15日に当該補助金の説明会を開催し、適正な申請等について周知した。

(社会福祉法人互惠会)

(4) 補助金を返還すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

法人は、軽費老人ホーム(ケアハウス)事務費補助要綱に基づき、入居者の年収に応じて減額した施設利用料について、都から補助金の交付を受けている。

この補助金に係る利用料の減額状況を見たところ、入居者の年収を誤って把握したことから、利用料の減額が適正でない事例が認められた。

このため、補助金8万4,000円が過大に交付されている。

イ 講じた措置の概要

過大に交付した補助金については、平成19年2月2日に全額返還された。

また、補助対象施設における利用料認定手続きの適正化を図るため、平成19年3月5日に法人向けの説明会を開催し、事務費補助を行うに当たって、必要となる確認資料の周知徹底を図った。

( 社会福祉法人福音会 )

( 5 ) 補助金交付に係る申請等を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

法人は、厨房施設内に自動消火設備等を設置する経費として、民間社会福祉施設設備改善整備費補助要綱に基づき、平成17年度に315万円の補助金の交付を受けている。

ところで、厨房施設は、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム及び老人デイサービスセンターの共用施設であり、それぞれの施設に対応した補助要綱に基づき補助金申請を行うべきであるにもかかわらず、軽費老人ホームを補助対象施設とした整備費補助要綱の申請書類により申請を行っていることが認められた。

イ 講じた措置の概要

現在、本件の整備費は補助の対象外であるが、今後、他の施設において同様の事例が生じた場合には事前相談において適切に処理していく。

( 社会福祉法人東京都社会福祉事業団 )

( 6 ) 講師謝礼に係る会計処理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

事業団が運営する日野療護園は、平成16年4月分の講師謝礼として、8日分21万6,000円を都の委託料から支出しているが、「平成16年度日中活動講師勤務実績表」によれば、講師として勤務したのは7日間となっている。

このため、1日分2万7,000円が過大に支払われており、適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成19年2月14日付けで事業団事務局長通知を日野療護園長あてに行い、講師謝礼に係る会計処理を適切に行うことを指示した。

また、平成19年2月14日に事業団合同施設長会を、平成19年2月16日に合同担当係長会を開催し、講師謝礼の適切な会計処理について周知徹底を図った。

( 7 ) 物品の取得に係る会計処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

事業団が受託契約により都の財産となる物品を購入した際の会計処理について見たところ、購入した物品を貸借対照表に固定資産として計上し、年度末の決算において帳簿価額全額を減価償却し、固定資産を除却している。

この結果、都の財産を購入したことを表す勘定科目で支出計上すべき金額が、減価償却費として支出計上されており、適正でない。

イ 講じた措置の概要

新たに「都所有固定資産購入支出」という勘定科目を設定し、平成19年度より資産計上せずに費用として会計処理を行うこととした。平成19年2月14日に事業団合同施設長会を開催し、会計処理方法の変更について周知徹底を図った。

さらに、平成19年3月2日に会計・契約事務担当者研修会を開催し、処理方法の変更について周知した。

(8) 消費税に係る会計処理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

事業団は、都から委託された事業について社会福祉事業会計、授産事業会計及び公益事業会計として経理し、自主事業について社会福祉総合学院会計及び社会福祉総合学院収益事業会計として経理している。

しかし、平成16年度において、社会福祉事業会計及び公益事業会計が負担すべき消費税6万6,035円を社会福祉総合学院会計で、平成17年度において、社会福祉総合学院会計が負担すべき消費税15万3,819円を、社会福祉事業会計で11万2,748円、授産事業会計で2万358円及び公益事業会計で2万713円、それぞれ負担している。このため、事業団の自主事業に係る消費税を都からの委託費で支払う結果となっており、適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成18年度以降の消費税処理について、負担すべき会計区分に、それぞれ消費税を計上する。

また、平成16年度、平成17年度に委託費から支出した自主事業に係る消費税に相当する額8万7,784円については、平成15年度において、公益事業会計が負担すべき消費税24万2,242円を社会福祉総合学院会計で負担しているため、相殺処理した。

(9) 敷金に係る会計処理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

事業団が運営する東京都石神井学園及び東京都むさしが丘学園は、園外生活体験寮を運営しているが、園外生活体験寮は民間から住宅を賃借し、都からの委託料で敷金を支払っている。

この敷金は、賃貸借契約が終了した時点で返還されるものであるが、事業団は、敷金を資産として計上しておらず、2施設で134万円が計上漏れとなっており適正でない。

#### イ 講じた措置の概要

局は、平成19年2月22日付けで、事業団に対し適切な会計処理を行うよう通知した。法人は、敷金の資産計上を行い、また、東京都の資産であることが把握できるように、財産目録に「建物賃貸借契約敷金(東京都資産分) 円」と記載を行うこととし、平成19年2月28日付事業団事務局長通知を各児童養護施設長あてに行い、処理方法の変更を指示した。

また、平成19年3月2日に会計・契約事務担当者研修会を開催し、処理方法の変更について周知した。

( 福 祉 保 健 局 )

#### (10) 補助金交付に係る審査を適切に行うべきもの

##### ア 監査結果の内容(要約)

局は、東京都介護老人保健施設施設整備費及び設備整備費補助要綱に基づき、介護老人保健施設を整備する事業に要する費用として老健施設施設整備費等補助金を交付している。

医療法人Aに交付している老健施設整備費等について見たところ、Aの申請した補助対象の工事代金に、補助対象外のコインパーキング撤去費用が含まれていた。

これは、補助金の審査に当たって、局が、工事内容を確認できる書類を徴せず、内容を十分把握しないまま、審査決定した、審査方法が明文化されていないためである。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年12月25日付交付決定分より工事請負契約に係る内訳書を提出させ、補助対象及び補助対象外経費の区分について確認を行った。

また、「東京都介護老人保健施設施設整備費及び設備整備費補助金の手引き」に工事請負契約に係る内訳書の提出を明記するとともに、審査用にチェックリストを作成し、適切に審査事務が行えるようにした。

#### (11) 法人に対する指導を適切に行うべきもの

##### ア 監査結果の内容(要約)

局が交付している東京都介護老人保健施設施設整備費及び設備整備費補助金について、同要綱によれば、補助金の交付決定を受けた者は、補助事業により取得し、効用の増加した不動産及びその従物等については、定められた期間を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して担保に供するなどしてはならないと定められている。

しかし、補助金の交付を受けた法人の登記簿を見たところ、補助事業によって取得した建物に、根抵当権を設定している事例が認められた。

イ 講じた措置の概要

平成19年2月27日付けで補助事業者である各介護老人保健施設に対して、財産管理の適正化について、文書により周知徹底を図った。

産 業 労 働 局

(財団法人東京都農林水産振興財団)

(1) 給水装置を適正に使用すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

青梅畜産センターでは、牛、豚、にわとりなどの飼育に使用するため井戸水の配管を場内にめぐらしているが、「乳牛の搾乳舎」の水道管を見たところ、水道管と井戸水の配管とが直接連結されており、適正でない。

イ 講じた措置の概要

当該配管については、水道管と井戸水の配管とが直接連結されないよう平成18年11月17日に配管を取り外す工事を実施した。

(2) 公有財産台帳の作成を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局の公有財産台帳への登録状況を見たところ、東京都農村総合センターの屋上緑化植物試験区、駐車場については台帳への登録が漏れている。

イ 講じた措置の概要

平成18年11月2日に、同年4月1日に遡って公有財産台帳への登録を行った。

建 設 局

(財団法人東京動物園協会)

(1) 事業に係る経費を適切に負担すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

協会は管理受託事業特別会計で支出した缶製のバッジは、平成18年度以降の自主事業で使

用されることになっており、その経費を管理受託事業として都が全額負担することは適切でない。

イ 講じた措置の概要

局は、協会が事業にかかる経費を適切に負担するよう指導を行い、協会は缶製バッジの経費負担について見直し、協会が負担すべき金額 139万2,841円を平成18年12月27日に都へ返納した。

(2) 財産の管理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局に報告すべき物品のうち、協会が作製した標本、看板など5点が報告されていない。

個人などの寄付金で整備した3施設について、局は公有財産台帳への登録を行っていない。

イ 講じた措置の概要

協会が作製した標本、看板など5点については、平成18年10月19日に報告がなされ、局において登録処理を行った。また寄付金で整備した3施設については、平成18年10月1日に公有財産台帳への登録を行った。

(3) 障害者用駐車場の整備の可能性について検討し、適切な対応を進めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

井の頭自然文化園、恩賜上野動物園及び葛西臨海水族園について、障害者用駐車場の整備の可能性について検討し、適切な対応を進められたい。

イ 講じた措置の概要

井の頭自然文化園では、入園口付近に駐車場設置の整備を行い、平成19年2月1日から使用を開始した。

恩賜上野動物園及び葛西臨海水族園では、物理的な問題や公園利用者の安全性から駐車場の設置は不可能と判断したため、園のサポート体制で対処することとした。

## 港 湾 局

(八丈島空港ターミナルビル株式会社)

### (1) 会計処理を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

会社の貸借対照表について見たところ、商法施行規則に定める記載の方法となっていないものが認められた。また、会社の会計処理は、企業会計の基準等に基づいて行われなければならないが、企業会計の基準等に従った会計処理を行っていないものが認められた。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年度決算書を修正処理し、適正に計上、表示した。

(財団法人東京港埠頭公社)

### (2) 緊急工事の事務処理を適切に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

公社が、所定の契約手続きによることなく処理することができるとして実施した緊急工事の内容とその事務手続きについて見たところ、通常の契約手続きでの処理が可能であったにもかかわらず、緊急工事を行っているもの、至急対応すべきであるにもかかわらず、緊急工事手続きが大幅に遅れているものなど、適切でないものが認められた。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年11月15日付「契約、支払等の事務処理について」により、緊急工事の事務処理を適切に行うよう公社内への周知を図った。

また、所管部においても平成18年12月18日付「緊急工事の事務手続きについて」により緊急工事の採用を適切に判断するよう周知するとともに、緊急工事の事務手続きの基準を「緊急工事における事務取扱」により定め、適正な事務処理業務を実施するよう徹底した。

### (3) 適正に復命書を作成するよう職員を指導すべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

公社において行われた近接地外出張について、復命書の作成状況について見たところ、平成16年度においては、近接地外出張27件のうち17件、平成17年度においては、同38件のうち20件について、復命書が作成されていないことが認められたのは適正ではない。

イ 講じた措置の概要

職員が宿泊を伴う出張を行った際には、必ず復命書を作成するよう課長会等で徹底させた。  
また、復命書作成の確認を徹底するため、「旅行復命書確認表」を作成し、進行管理を行っている。

教 育 庁

(財団法人東京都体育協会)

(1) 視察員の派遣に要する経費の把握を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

協会は、国民体育大会関東ブロック大会への選手、役員等の派遣に要する経費について補助金の交付を受けているが、平成16年度の補助金について、協会が実際にかかった金額を確認することなく、予定経費を補助金の実績として庁に報告したことにより補助金1万6,650円が過大に交付されている。

イ 講じた措置の概要

過大に交付した補助金については、平成18年12月18日に全額返還された。

(2) 補助対象事業の手続きを適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

協会は、毎年度前期と後期の2回にわたり、会報の印刷に要した費用について、補助金の交付を受けているが、平成16年度、平成17年度ともに後期分の会報は翌年度に納品されている。

イ 講じた措置の概要

協会は平成18年12月15日に契約担当者及び所属職員に対し、適正な事務執行について指導を行い、事務処理方法の改善を行った。

## 〔平成18年工事監査〕

### 総 務 局

#### (1) アンカー設置工の単価設定を適正に行うべきもの

##### ア 監査結果の内容(要約)

御蔵島道路災害防除工事(その1)(御蔵島村南郷地内、工期：平成16.8.20～平成17.3.10、請負金額：5,564万2,650円)のうち、ポケット式落石防護網工事のアンカー設置工について見ると、落石防護網を支持するのに用いられる高耐力アンカーはプレート羽根付により設計、施工されている。

しかし、積算において同アンカーの単価(材工共)は、誤って割高な溝形鋼羽根付のものが計上されているため、積算額約108万円が過大なものとなっている。

##### イ 講じた措置の概要

平成18年8月3日に支庁長及び関係職員からなる再発防止検討会を開催し、指摘事項の周知を図った。今後の再発防止策として、「設計説明記録簿」及び「設計照査チェックリスト」を作成し、照査漏れを防止すること。また、係会議を定期的で開催し、情報の共有化を図るとともに、複数によるチェックの状況を検証することとした。

#### (2) 排水管材料の変更に伴う契約変更手続きを適正に行うべきもの

##### ア 監査結果の内容(要約)

道の沢火山治山激甚災害対策特別緊急工事(三宅村坪田地内、工期：平成15.9.5～平成16.3.25、請負金額：3億8,410万6,500円)のうち、排水管材料について見ると、設計では転石等の衝撃に耐えられるよう強度のある金属樹脂複合管を採用するとしていたものの、現場では転石等の危険もないため、より安価な通常の高密度ポリエチレン管(ダブル構造)でよいと判断し、材料承諾申請書により変更を承諾している。

しかし、契約変更手続きを行っておらず、施工に使用した高密度ポリエチレン管により積算すると、約284万円減額変更すべきであった。

##### イ 講じた措置の概要

平成18年8月3日に支庁長及び関係職員からなる再発防止検討会を開催し、指摘事項の周知を図った。また、再発防止策として、係会議を定期的で開催し、契約変更に関することも含め設計、施工内容の共有化を図るとともに、複数によるチェックの状況を検証することとした。

## 財 務 局

### ( 1 ) 基礎杭撤去工事の積算を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

都立松沢看護専門学校( H 1 7 ) 解体工事( 世田谷区上北沢二丁目 1 番 6 号、工期：平成 1 7 . 1 2 . 9 ~ 平成 1 8 . 3 . 2 0、請負金額：8, 4 3 9 万 9, 0 0 0 円) のうち、基礎杭撤去工事の積算について見ると、撤去する基礎杭( 7 0 0 ~ 1 2 0 0、2 1 本) の数量算出に当たり、撤去杭 1 本当たりの実際の長さは 1 0 . 5 m であるにもかかわらず、誤って地表面から杭頭までの基礎高さ 1 . 5 m を加え、1 2 m としている。

このため、積算額約 1 1 3 万円が過大なものとなっている。

#### イ 講じた措置の概要

平成 1 8 年 8 月 2 5 日に建築保全部内において、指摘事項の説明及び再発防止について意見交換を行い、適正な積算に努めていくこととし、各課内会議において周知徹底した。

また、再発防止に向けて、担当者等のチェックに加え、設計委託業者に対しても積算チェックリストを用いてチェックを行わせるなど、体制の見直しを図った。

### ( 2 ) 鉄骨加工費の積算を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

都立神代高等学校( H 1 7 ) 改築及び耐震補強工事( 調布市若葉町一丁目 4 6 番地 1、工期：平成 1 7 . 6 . 2 8 ~ 平成 1 9 . 2 . 2 8、請負金額：4 億 1, 7 3 7 万 5, 0 0 0 円) のうち、エレベーター棟及び鉄骨階段の鉄骨工事の積算について見ると、鉄骨加工費は、鋼板加工費単価と H 形鋼加工費単価の両方に鋼材総使用量を乗じて算出している。

しかし、鉄骨加工費は、鋼板加工費単価と H 形鋼加工費単価にそれぞれ使用する数量を乗じて算出すべきものであり、鋼材総使用量を両方に乗じて算出することは適正でない。

このため、積算額約 1 6 3 万円が過大なものとなっている。

#### イ 講じた措置の概要

平成 1 8 年 8 月 9 日付けの契約変更により減額是正を行った。

平成 1 8 年 8 月 2 5 日に建築保全部内において、指摘事項の説明及び再発防止について意見交換を行い、鉄骨加工費など、適正な積算に努めていくことを周知徹底した。

また、再発防止に向けて、担当者等のチェックに加え、設計委託業者に対しても積算チェックリストを用いてチェックを行わせるなど、体制の見直しを図った。

## 都 市 整 備 局

### ( 1 ) 型 枠 工 の 積 算 を 適 正 に 行 う べ き も の

#### ア 監査結果の内容(要約)

南千住公園基盤整備工事(17白-2)(荒川区南千住三丁目地内及び八丁目地内、工期：平成17.11.24～平成18.3.31、請負金額：1億259万8,650円)のうち、鋼管矢板等頭部の笠コンクリートの積算について見ると、型枠工は川側の台船上から施工するものとして計上されているが、鋼管矢板等背面側の型枠工については、埋立てを行った後に陸上からの施工が可能のため、割高となる川側からの費用計上は妥当ではない。

このため、積算額約246万円が過大なものとなっている。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年7月27日に工事課内に「工事技術検討会議」を設置し、指摘事項の発生原因・問題点等の分析を行い、新たにチェックリストを作成した。

平成18年9月27日に工事課係長会を開催し、チェックリストの活用・運用について周知徹底を図った。

また、平成19年2月7日に局内で工事監査報告会を実施し、指摘事項の内容などを説明し、再発防止の周知徹底を図った。

### ( 2 ) リ フ タ ー レ ー ル 取 付 け 用 ア ン カ ー ボ ル ト の 単 価 設 定 を 適 正 に 行 う べ き も の

#### ア 監査結果の内容(要約)

都営住宅16H-102北(村山)工事(武蔵村山市緑が丘2541番1ほか、工期：平成16.9.8～平成18.4.3、請負金額：6億7,189万5,000円)のうち、車イス用住宅(5戸)の金属工事の積算について見ると、室内移動を円滑にするために設けるリフターレール取付け用アンカーボルトの単価は、局の設定している単価があるにもかかわらず、誤って割高な単価を用いている。このため、積算額約241万円が過大なものとなっている。

#### イ 講じた措置の概要

平成19年1月11日に局は、「工事監査指摘を踏まえた対策検討会」を開催し、再発防止に向けた取組等について検討を行った。

このことを踏まえ平成19年1月30日に所は、建設課係長会を開催し、単価の設定を適正に行うよう周知徹底するとともに、「積算チェックの方針」を改訂し、見積もりについて「局単価はないか」の項目を追加して再発防止を図ることとした。

また、平成19年2月7日に局は、工事監査報告会を実施し、指摘事項や今後の留意点などを説明し、再発防止を徹底するとともに、設計・施工中の案件について点検を行うこととした。

(3) 路床安定処理工事の契約変更及び施工管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

街路整備工事(17新-1)(新宿区北新宿二丁目地内、工期:平成17.8.2~平成18.3.14、請負金額:1億680万8,100円)ほか1件の契約変更及び施工管理について見ると、次の事実が認められた。

施工管理部所では、種別内訳書と異なる周辺に飛散の可能性が高い安価な一般型固化材の使用を承認し施工を承諾しているが、契約変更手続(約636万円減額)を行っていない。

確実に地盤改良を行うため、事前に室内配合試験を行い、その結果により一部の区域では固化材を増量し設計変更している。

しかし、施工後の地盤強度(CBR値)は設計の求める値を満足しているものの、現場配合計画の確認が不十分であったため、改良面積全体の約50%において改良に必要な割増しをせず、現場配合計画より少ない固化材量で施工している。

イ 講じた措置の概要

平成18年7月27日に工事課内に「工事技術検討会議」を設置し、指摘事項の発生原因・問題点等の分析を行い、新たにチェックリストを作成した。

平成18年9月27日に工事課係長会を開催し、チェックリストの活用・運用について周知徹底を図った。

また、平成19年2月7日に局内で工事監査報告会を実施し、設計と現場の連携、施工管理の徹底を指示し、再発防止の徹底を図った。

## 福 祉 保 健 局

(1) 断熱材の単価設定を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

路上生活者緊急一時保護センター千代田寮(H17)新築工事(千代田区五番町地先、工期:平成17.4.1~平成17.8.15、請負金額:6,306万1,320円)のうち、内装工事について見ると、壁の断熱材はグラスウールにより設計、施工されているが、積算において断熱材の単価(材工共)は、誤って割高なグラスウールボードのものが計上されている。このため、積算額約108万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成18年7月20日、9月15日及び10月16日の契約管財課工事係会において、監査

事項の報告を行うとともに、定期刊行物（建設物価版等）の資料を使用して単価設定する場合は、材料仕様を十分確認し、適正に積算するよう関係職員に周知した。

また、再発防止に向けて、積算に当たっては設計の仕様と単価表の適用に際して細心の注意を払って行うとともに、積算標準の工種別積算チェックリストを十分活用していく。

## 病 院 経 営 本 部

### （１）酸化エチレン排出ガス処理装置の搬入設置費の単価設定を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容（要約）

酸化エチレン排出ガス対策工事（東京都立墨東病院、墨田区江東橋四丁目２３番１５号、工期：平成１８．２．３～平成１８．３．３１、請負金額：１，５５１万９，０００円）のうち、同処理装置搬入設置費の積算について見ると、業者からの見積りにより単価を設定している。

しかし、その単価は１８万円であるにもかかわらず、誤って１８０万円として積算しているため、積算額約１７０万円が過大なものとなっている。

#### イ 講じた措置の概要

平成１８年１１月２７日に全病院施設担当係長会を開催し、指摘内容について周知するとともに、今後の機械設備工事に伴う搬入設置費等の算定に当たり適正に積算を行うよう指示した。

また、主な業務のチェックシートである実務マニュアルを新たに作成し、活用していくことを関係者に周知した。

さらに、病院が発注する工事についても、本部技術職により技術支援していく旨申し合わせた。

### （２）LAN配線のケーブル材料費及び工費の単価設定を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容（要約）

TAIMS用LAN工事（東京都立神経病院 府中市武蔵台二丁目６番地の１、工期：平成１７．９．８～平成１７．９．２６、請負金額：２４０万７，６５０円）のうち、同工事の設計について見ると、配線はツイストペアケーブル（４対）を採用している。

しかし、積算に当たり、同材料費及び工費の単価について、誤ってツイストペアケーブル（２４対）のものを用いているため、積算額約９２万円が過大なものとなっている。

#### イ 講じた措置の概要

平成１８年１１月２７日に全病院施設担当係長会を開催し、指摘内容について周知するとともに、基本的な材料費及び工費の単価設定を適正に行うよう指示した。

また、主な業務のチェックシートである実務マニュアルを新たに作成し、活用していくことを関係者に周知した。

さらに、病院が発注する工事についても、本部技術職により技術支援していく旨申し合わせた。

### (3) 配線工事における仮設足場・養生費の計上を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

都立広尾病院タイムズ電気設備工事(渋谷区恵比寿二丁目34番10号、工期:平成17.11.17~平成18.1.31、請負金額:993万3,000円)のうち、配線工事の積算について見ると、既設天井内ころがし配線敷設のため、仮設足場・養生費を計上している。

しかしながら、ころがし配線においては、一般的に同経費は不要であり、実際に施工時においても同仮設を行っていない。このため、積算額約105万円が過大なものとなっている。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年11月27日に全病院施設担当係長会を開催し、指摘内容について周知するとともに、今後の電気設備工事における仮設費、養生費等の積算については、現場を十分に把握するなど適正に行うよう指示した。

また、主な業務のチェックシートである実務マニュアルを新たに作成し、活用することを関係者に周知した。

さらに、電気設備工事の積算チェックシートに仮設費、養生費のチェック欄を追加し、平成19年3月16日に開催した施設担当係長会でこのチェックシートの活用による工事積算の精査を徹底するよう指導した。

### (4) 改修工事における共通費の積算を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

東京都立松沢病院(H17)B21棟改修工事(世田谷区上北沢二丁目1番1号、工期:平成18.1.19~平成18.3.24、請負金額:1,083万6,000円)のうち、共通費の積算について見ると、局基準では、共通費の算出に当たり、工事費等に応じて定められた率を用いているとしているが、共通仮設費(率分)及び現場管理費(率分)では、トイレブースや流し台等の工事には低減した率を用いるべきであるにもかかわらず、誤って一般の工事に適用する率を用いている、現場管理費(率分)及び一般管理費等では、工事費等に応じた率を適用すべきところ、誤って最も高い率を用いていることが認められた。

このため、積算額約90万円が過大なものとなっている。

## イ 講じた措置の概要

平成18年11月27日に全病院施設担当係長会を開催し、指摘内容について説明し今後の建築工事における諸経費算定を適正に行うよう指示した。

また、新たに実務マニュアルを作成し、既存の「工事事務の手引き」に同マニュアルを追記したことを周知した。

さらに、病院発注の工事で事務職が積算困難な案件は、本部技術職により技術支援していく旨申し合わせた。

## 産 業 労 働 局

### (1) 危険を伴う作業の安全管理について請負者を適切に指導、監督すべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

八王子技術専門校建物管理委託(八王子市台町一丁目11番1号、委託期間:平成17.4.1~平成18.3.31、委託金額:798万円)の実施状況について見ると、酸欠危険場所である雨水槽の清掃作業においては、酸素欠乏症等予防規則(昭和47年労働省令第42号)に定める安全作業に必要不可欠な酸素濃度の測定等が行われていない、墜落危険場所である屋上等排水口の清掃作業では、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に定める墜落防止のための安全帯等を使用しないで作業を行っていることが認められた。

## イ 講じた措置の概要

局は、平成18年3月9日付けの事務連絡により、各事業所に対し、委託業務の安全業務の確認を徹底するよう周知した。

専門校は、平成18年11月9日に係内の打合せを開催し、関係職員に対し労働安全衛生法等の法規を遵守した安全対策について、請負者を適切に指導、監督するよう申し合わせた。

平成18年度の委託契約については、維持保全業務標準仕様書が定めている業務計画書及び作業計画書を提出させ作業内容を確認した。

## 中 央 卸 売 市 場

### (1) 耐震改修実施設計における委託契約を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

17築地市場水産物部本館耐震改修工事实施設計ほか4件(中央区築地五丁目2番1号、委託期間:平成17.12.9~平成18.3.15ほか、委託金額合計:971万2,500

円)の契約方法について見ると、本設計は、過年度に完了している耐震診断調査と一貫性を持たせる必要があること、当該市場の業務内容及び敷地条件等を熟知していること等の理由から、耐震診断調査の受託者と特命随意契約を行っている。

しかし、同調査では、既存建物の構造強度、耐震性の判定、補強案等についての報告書が作成されており、これを用いることにより、同調査の受託者以外でも耐震改修実施設計が可能である。

また、同実施設計は、耐震診断調査後に耐震改修設計指針が改訂されたこと等から、補強案等の見直しが必要であり、特命随意契約とする特段の理由はない。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年3月2日の施設課全体会において本指摘内容について説明を行うとともに、本件の耐震改修実施設計委託については、地方自治法施行令に定める「競争入札に付することが不利と認められる時」の理由が適用されないこと、また、今後の同様案件についても特命随意契約としないことなどを明確にし、周知徹底した。

## 建 設 局

### (1) 特殊ブロック設置工の単価設定を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

自転車道整備工事(17-1)及び路面補修工事(1の2)(千代田区皇居外苑地内、工期：平成17.8.1～平成18.3.13、請負金額：1億5,225万円)のうち、自転車道整備工事の特殊ブロック設置工(擬石透水性平板ブロック舗装3,084m<sup>2</sup>、視覚障害者誘導ブロック54m<sup>2</sup>)の積算について見ると、単価には、材料として使用する敷砂、透水シートが計上されている。

しかし、同材料費は、局基準によると、諸雑費に含まれているとされていることから、二重計上となっている。このため、積算額約123万円が過大なものとなっている。

#### イ 講じた措置の概要

事務所は、平成18年11月8日に補修課係長会を開催し、設計積算に当たっては、チェックの励行と担当者間のチェックの強化を職員に周知徹底した。

また、今後の積算基準類の改訂等に当たっては、課内にて積算基準改定内容についての説明会を実施し、担当者全員への周知と理解を徹底させることとした。

局は、平成19年1月24日の所長会において、各所長に対し監査指摘の内容を報告するとともに、全職員への周知並びに再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。

## (2) 道路打換工の単価設定を適正に行うべきもの

### ア 監査結果の内容(要約)

路面補修工事(2の20・二層式低騒音舗装)(大田区羽田一丁目地内から同区東糀谷三丁目地内、工期：平成17.11.21~平成18.3.31、請負金額：1億164万円)のうち、道路打換工の積算について見ると、単価を設定するに当たり、積算システムへの施工条件の入力を舗装版の取りこわし厚さ25cmとすべきところ、誤って35cmとしている。

このため、積算額約114万円が過大なものとなっている。

### イ 講じた措置の概要

事務所は、平成18年11月29日に臨時の補修課係長会を開催し、指摘事項について再発防止に努めるよう周知した。今後は積算チェック時に他の設計書と単価比較を行うとともに、「積算に関するチェックリスト」の活用を徹底し、チェックの強化を図ることとした。

局は、平成19年1月24日の所長会において、各所長に対し監査指摘の内容を報告するとともに、全職員への周知並びに再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。

## (3) 業者からの見積りによる機器の単価設定について検討すべきもの

### ア 監査結果の内容(要約)

神田川・環状七号線地下調節池(第二期)善福寺川取水施設設備工事(その7)(杉並区堀ノ内二丁目地内、工期：平成17.10.4~平成19.2.26、請負金額：3億4,294万5,120円)のうち、排水ポンプ、電動機、弁類などの機器の単価について見ると、業者からの見積りにより設定しているが、排水設備全体の総価を比較し、一番安価な総価を示した業者の個々の機器単価を使用している。

局の見積り要領では、機器の「見積価格の比較において、同一種類、同機能の場合には、原則として製品の個々の比較によらずグループの総価による査定を行う。」とされているが、同規定によると、グループの総価による査定を行うとは、プラント設備など、全体を性能発注する場合である。当工事のように、他社の機器を組み合わせる機能が発揮できる場合には、排水ポンプ、電動機、弁類ごとを、グループの総価として取扱い査定を行うことができる。

仮に、このように機器単価を設定した場合、積算額約2,583万円が縮減できる。

### イ 講じた措置の概要

事務所は、平成18年12月20日に課内設計担当者会議を開催し、機器の単価設定に当たっては、コストや施設の性能担保を勘案して慎重にグループ設定の比較検討を行い、適切な単価を設定するよう見積りによる機器の単価設定方針を定めた。

局は、平成19年1月24日の所長会において各所長に対して監査指摘の内容を報告し、全職員への周知並びに再発防止を徹底するよう注意喚起を行うとともに、平成19年3月30日

付けの通知で、各事業所関係職員に周知徹底した。

#### (4) モノレール運搬工の積算を適正に行うべきもの

##### ア 監査結果の内容(要約)

御岳山(2)地区災害関連緊急急傾斜地崩壊防止工事(青梅市御岳山地内から同市御岳二丁目地内、工期:平成17.11.28~平成18.12.22、請負金額:1億5,024万円)のうち、モノレールによる土砂及びコンクリート塊の現場内小運搬の積算について見ると、局基準では、土木工事においてモノレール運搬を行う場合の歩掛が定められていないため、地質調査委託における単価を用いて行っている。

しかし、当工事の場合は、社団法人日本治山治水協会、日本林道協会積算要領(森林整備必携)のモノレール運搬歩掛により算定することが実態に即しており適正である。

このため、同積算要領の歩掛に基づき積算を行うと、積算額約1,883万円が低減できる。

##### イ 講じた措置の概要

平成18年11月30日付けの契約変更により減額是正した。

事務所は、平成18年11月7日の課長会及び8日の定例係長会において、指摘内容を説明し、モノレール運搬歩掛の適正な運用について説明を行うとともに、同月9日付けで「モノレールの運転歩掛りの適正な運用について」の事務連絡により関係職員へ周知徹底した。

局は、平成19年1月24日の所長会において、各所長に対し監査指摘の内容を報告するとともに、全職員への周知並びに再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。

#### (5) メッシュフェンスの材料単価の設定を適切に行うべきもの

##### ア 監査結果の内容(要約)

武蔵野の森公園整備工事(調布市西町地内ほか、工期:平成17.10.3~平成18.2.16、請負金額:5,260万7,100円)のうち、高さ2.4mのメッシュフェンスについて見ると、同フェンスの材料単価は、定期刊行物に掲載されていないことから、A社のカタログ価格の90%としている。

しかし、この単価は、定期刊行物に掲載されている高さ3mのものより割高となっており、不合理なものとなっている。このような場合、定期刊行物とA社のカタログ価格を比較して、実態を考慮のうえ単価設定することが適切である。

このことにより、積算額約170万円が低減できる。

##### イ 講じた措置の概要

事務所は、平成18年10月18日に工事課課内会議を開催し、適切な材料の単価設定について、実勢価格に関する基準の解釈や具体的事例の説明を行い、職員の認識の統一を図った。

局は、平成19年1月24日の所長会において、各所長に対し監査指摘の内容を報告するとともに、全職員への周知並びに再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。

また、平成19年3月8日の局積算基準改定説明会において、基準に基づき適切な材料単価の設定を行うよう徹底した。

#### (6) 街きよ取りこわし工事等の契約変更手続きを適正に行うべきもの

##### ア 監査結果の内容(要約)

路面補修工事(西の35・歩道改善)(羽村市羽中三丁目地内、工期：平成17.3.28～平成17.10.5、請負金額：4,595万1,150円)のうち、街きよ及び舗装版取りこわし工等の積算について見ると、当初、交通状況や周辺状況から歩行者の通行を考慮し人力施工としていたが、歩行者通路を反対車線の歩道へ切回すことが可能となり、機械で施工している。

しかし、当初の条件が変更となって施工が行われているにもかかわらず、契約変更手続きを行っていないため、積算額約380万円が過大となっている。また、歩道部にある既設側溝の高さ調整に必要な切断費が計上されていないため、積算額約34万円が過少となっている。

##### イ 講じた措置の概要

事務所は、平成18年11月6日に補修課係長会、10日に臨時工区長会を開催し、指摘事項の再発防止に努めるよう周知した。

また、人力施工などは、特記仕様書に明記し、設計内容を明確にすることとした「設計変更手続きにおける留意点について」をまとめ、平成18年11月17日付けの通知により周知した。

局は、平成19年1月24日の所長会において、各所長に対し監査指摘の内容を報告するとともに、全職員への周知並びに再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。

#### (7) 高所作業における安全性をより高めるため、手すり先行工法による枠組足場を適正に行うべきもの

##### ア 監査結果の内容(要約)

局の工事では、高所作業における墜落・転落の防止対策の一環として、平成16年7月1日以降、枠組足場を設置する場合において、手すり先行工法を採用することとしているが、街路築造に伴う横断通路等設置工事(17南東-多摩3・1・6[川北下])(稲城市百村地内、工期：平成17.10.26～平成18.7.19、請負金額：2億7,306万4,050円)における現場打L型擁壁工事等の施工状況について見ると、足場工は手すり先行工法による枠組足場で行われていない。

## イ 講じた措置の概要

事務所は、平成18年10月30日の建設局主催安全対策講習会、平成18年11月10日の事務所主催安全講習会に、職員及び工事請負者を出席させ、枠組足場の手すり先行工法の使用を周知徹底した。

局は、平成19年1月24日の所長会において、各所長に対し監査指摘の内容を報告するとともに、全職員への周知並びに再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。

また、平成19年3月8日に局積算基準改訂説明会において、全局的に手すり先行工法の使用を周知徹底するとともに、改定した特記仕様書作成要領にも明記したことを説明した。

# 港 湾 局

## (1) 工事費の積算を適正に行うとともに再発防止を徹底すべきもの

### ア 監査結果の内容(要約)

平成17年度大井ふ頭背後道路改良工事(品川区八潮二丁目から大田区東海四丁目地内、工期:平成17.10.3~平成18.3.30、請負金額:8億1,474万7,500円)のうち、舗装工の積算について見ると、局基準によれば、幅員1.4m以上の車道舗装1,726m<sup>2</sup>は機械施工となっているが、誤って割高な人力施工として費用を計上しているため、積算額約1,579万円が過大なものとなっている。

また、防護柵工(3,768m)の単価(材工共)について見ると、材料のみとなっており、設置手間の費用が計上されていないため、積算額約1,843万円が過少なものとなっている。

## イ 講じた措置の概要

所は、平成18年9月より、新たに「事務所執行体制の充実に向けた取り組み」を行うこととし、「起工時検討会」、「工事懸案事項検討会」等を立ち上げ、現場と設計の相違点、問題点への対応策等を検討する執行体制を取ることとした。

局は、平成18年10月11日に技術調整連絡会議及び工務関係係長会を、平成19年1月24日及び26日に東京港事業連絡調整会議を開催し、関係技術系課長等に対し工事監査結果の報告を行うとともに、積算基準を使用する際には施工区分や現場条件等を十分確認すること等を周知徹底した。

## (2) 係船柱取付工事の単価設定を適正に行うべきもの

### ア 監査結果の内容(要約)

平成17年度中央防波堤内側埋立地建設発生土積出棧橋(-7.5m)建設工事(江東区青海二丁目地先、工期:平成17.10.11~平成18.3.30、請負金額:8億3,94

5万4,000円)のうち、建設発生土を積み出す船を係留するための係船柱設置工(7基)の積算について見ると、積算は積算システムを用い、設置工数7基を入力することにより行っている。

しかし、当システムの誤りにより当該単価を1基当たりとすべきところ、2基当たりと設定し、取付け工事費が2倍となったため、積算額約278万円が過大なものとなっている。

また、当該工事の施工条件から、海上施工として積算すべきところ、当システムへの入力を誤って陸上施工としているため、積算額約197万円が過少なものとなっている。

#### イ 講じた措置の概要

積算システムの誤りについては、直ちに修正を行った。さらに、平成18年6月1日に技術系システム検討部会を開催し、積算システムを使用する場合には、出力結果を十分精査するよう周知徹底した。

所は、平成18年9月より、新たに「事務所執行体制の充実に向けた取り組み」を行うこととし、「起工時検討会」、「工事懸案事項検討会」等を立ち上げ、問題点への対応策等を検討する執行体制を取ることとした。

局は、平成18年10月11日に、技術調整連絡会議及び工務関係係長会を、平成19年1月24日及び26日に東京港事業連絡調整会議を開催し、関係技術系課長等に対し、工事監査結果の報告を行うとともに、積算結果の照査を充実するよう関係職員に周知徹底した。

## 交 通 局

### (1) 床等の穴開け及び補修費の積算を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

葛西寮改修第二期(機械設備)工事(江戸川区中葛西四丁目9番24号、工期:平成17.4.6~平成18.3.14、請負金額:7,329万円)のうち、積算について見ると、給排水管等の設置に伴う床の穴開け及び補修費の単価は、床の厚さ150mm程度を誤って300mm程度のものが用いられている。また、機械はつり補修(コアドリル)の単価を採用すべきところ、誤って割安な手はつり補修のものとしている。さらに、穴開け及び補修箇所の518箇所(床286、壁232)を誤って過少に226箇所(床222、壁4)と計上している。

このため、過大な積算額が約107万円、過少な積算額が約66万円、併せて約41万円が過大な積算額となっている。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年3月3日付けの契約変更により減額是正を行った。

平成18年3月15日の課内会議において、内訳書作成時の単純ミスを防止するための、単価、金額等の確認ルールの検討を行い、新たに内訳書の確認に関する照査方法をルール化し、平成18年9月15日の同会議にて周知した。

さらに、穴開け補修を必要とする改修工事には、穴開け補修箇所及び仕様を明記した図面を作成するものとし、平成19年2月6日の課内会議にて周知するとともに、各部技術担当者へも参考周知した。

## 水 道 局

### (1) 外壁タイルの単価設定を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

東村山浄水管理事務所本館耐震補強その他工事(東村山市美住町二丁目20番236、工期：平成18.2.2～平成19.7.30、請負金額：6億9,153万円)のうち、外壁タイル工事の積算について見ると、外壁タイル貼り単価(材工共)は、局が設定している基準に該当するものがないため、国土交通省が定めた公共建築工事標準歩掛を用いて設定している。

しかし、当該歩掛を用いるに当たり、セメント及び細骨材(砂)の材料費のみ計上すべきところ、誤って施工手間を含む下地モルタルの費用を計上しているため、割高な単価となっている。このため、積算額約84万円が過大なものとなっている。

#### イ 講じた措置の概要

平成19年3月26日付契約変更により、減額是正を行った。

部は、平成18年7月24日係長会で指摘内容について報告し、各係内で周知した。

さらに、平成18年8月29日、設備も含めた「建築工事に係る留意事項について」を関係部署へ通知した。

その後、平成18年9月13日、経理部営繕課の「技術研修会」で本指摘に係る内容を積算比較資料をもって確認し、再発防止に向けて注意喚起を徹底した。

今後は、積算標準の「工種別積算チェックリスト」による再チェックを担当者と係長の双方が行うこととした。

### (2) 外壁改修工事における枠組足場等の積算を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

品川営業所庁舎改修その他工事(品川区西中延一丁目9番10号、工期：平成17.7.14～平成18.1.13、請負金額：2,626万1,550円)のうち、本工事に伴う仮設工事の積算について見ると、外壁改修のため設置する枠組足場及び養生シートの単価は、設置

期間が新築工事の半分程度であり、改修工事として積上げた単価を用いるべきところ、誤って設置期間の長い新築工事用の単価を用いている。

このため、積算額約128万円が過大なものとなっている。

#### イ 講じた措置の概要

部は、平成18年7月24日係長会で指摘内容について報告し、各係内で周知した。

また、平成18年8月29日、設備も含めた「建築工事に係る留意事項について」を関係部署へ通知した。

その後、平成18年9月13日、経理部営繕課の「技術研修会」で本指摘に係る内容を積算比較資料をもって確認し、再発防止に向けて注意喚起を徹底した。

今後は、積算標準の「工種別積算チェックリスト」による再チェックを担当者と係長の双方が行うこととした。

### (3) 直流電源設備における蓄電池の単価設定を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

(仮称)多摩水道改革推進本部庁舎電気設備工事(立川基地跡地関連地区土地区画整理事業地内8街区1の2画地、工期:平成16.11.20~平成18.6.30、請負金額:5億1,707万2,500円)のうち、非常照明等に用いる直流電源設備の積算について見ると、蓄電池の単価は見積りにより設定している。

しかし、局基準では、局で定めた標準価格のない単価は、1「定期刊行の物価資料」、2「カタログ価格、公表価格、見積り処理及び実績価格」の順で採用することとしている。

当該蓄電池の単価は、標準価格がなく、1の定期刊行の物価資料に掲載されており、これにより単価設定を行うべきである。このため、積算額約181万円が過大なものとなっている。

#### イ 講じた措置の概要

部は、平成18年7月24日係長会で指摘内容について報告し、各係内で周知した。

また、平成18年8月29日、設備も含めた「建築工事に係る留意事項について」を関係部署へ通知した。

その後、平成18年9月13日、経理部営繕課の「技術研修会」で本指摘に係る内容を積算比較資料をもって確認し、再発防止に向けて注意喚起を徹底した。

今後、積算チェックは、チェック者と係長によるチェックに加え、修正後に再チェックを行うこととした。

(4) 業者からの見積りによる単価設定に当たり適正なものとなるよう検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

三郷浄水場受変電所ほか7箇所周囲さく取替工事(三郷浄水場外、工期:平成17.11.15~平成18.3.15、請負金額:2,764万6,500円)のうち沈砂池等の柵設置工の積算について見ると、柵の材料単価は3社から見積りを取り、その内1社の見積り単価は他の2社の平均の約2倍と異常に高い見積り金額であるにもかかわらず、これを排除(局基準では、業者からの見積りを基に単価設定する場合は、他社に比べ著しく高い異常値を排除して決定する。)せず、3社の平均値をもとに設定しているため、割高なものとなっている。

仮に、異常に高い1社の見積り金額を排除して材料単価を設定すれば、積算額約472万円が縮減できる。

イ 講じた措置の概要

平成18年8月11日に浄水系列課長会を開催し、工事監査結果の報告を行うとともに、設計積算の適正と審査の徹底を周知した。

また、部では、「設計積算の適正化及び積算技術向上検討会」を設置し、再発防止策のまとめを行い、新たに作成した設計チェックリストの活用を周知徹底した。

建設部技術管理課から、コストを踏まえ適正な見積り単価を設定するよう平成19年1月4日付けで「工事費積算における見積りによる単価設定について」を局内に通知し、再発防止を図った。

(5) 泥土圧式推進工における排泥管設置撤去費の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

足立区保木間一丁目地先から小右衛門給水所間送水管(1,600mm)トンネル内配管及び立坑築造並びに送水管(1,600mm)新設工事(足立区保木間一丁目34番地先から小右衛門給水所(同区中央本町三丁目8番地)間、工期:平成17.10.27~平成20.4.9、請負金額:13億1,250万円)のうち、泥土圧式推進工の排泥管設置撤去費(地上・立坑、150mm、延長約41m)の積算について見ると、社団法人日本下水道管渠推進技術協会積算要領に基づき算出しているが、100m当たりの単価を誤って1m当たりのものとしたため、100倍となっている。このため、積算額約2,326万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成18年12月19日付けの契約変更により減額是正を行った。

また、再発防止に向けたチェック体制の強化については、平成18年5月24日「設計チェックシステム検討会(幹事会)」を建設部内に立上げ「設計チェックリスト」を作成し、平成19年1月起工案件から適用するとともに、この種の誤りの再発防止のため、単位当たりの数量

入力を行わないと先に進めないよう積算システムの一部を改善した。

さらに、平成18年8月1日付けで関係部署に対し、再発防止に向けた「設計に当たっての運用について」を通知した。平成18年11月24日に建設部系列連絡会議を開催し、指摘内容等の説明を行い、再発防止を徹底した。

(6) 支出科目の異なる工事を一括で発注する場合における共通費の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東村山浄水場1急系沈でん池(2群)フロキュレータ整備工事(東村山市美住町二丁目20番地236、工期:平成18.3.2~平成18.8.23、請負金額:1億290万円)のうち、共通費(率分)の積算について見ると、工種により設備補修費(フロキュレータ補修)と施設整備費(門型クレーン設置)は支出科目が異なっているため、それぞれ単独の工事として対象額に見合う諸経費率により共通費を算出し、合算したものを同経費としている。

しかし、当工事は1工事案件であることから、設備補修費(フロキュレータ補修)と施設整備費(門型クレーン設置)を合計し、その対象額に見合う諸経費率で、共通費(率分)を算出すべきである。このため、積算額約93万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成18年8月14日付けの契約変更により、減額是正を行った。

また、平成18年7月5日付「設計施工における留意点等の周知について(通知)」において、設計、施工部署に対し、今回の監査内容を周知するとともに、共通費の適正な積算と審査の徹底を指示した。

さらに、平成18年8月9日に局内設備設計担当係長及び次席を対象とした設計担当者会議を、平成18年11月17日に工事調整会議を開催し、指摘内容を周知するとともに、チェックリストの活用と複数チェックの徹底を指示した。

(7) 専門工事における諸経費の積算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局基準では、専門工事を単独で発注する場合は、専門工事の諸経費率を用いて諸経費を算出することとしている。朝霞浄水場本館屋根防水補修工事(埼玉県朝霞市宮戸一丁目3番1号、工期:平成18.2.9~平成18.5.23、請負金額:1,000万200円)の諸経費の積算について見ると、専門工事にもかわらず一般的な工事における諸経費率を用いて算出しており、適正なものとなっていない。このため、積算額約175万円が過大なものとなっている。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年5月15日付設計変更により、減額是正した。

再発防止については、平成18年7月5日付「設計施工における留意点等の周知について(通知)」において、今回の監査内容を周知するとともに、設計積算の適正と審査の徹底を指示した。

また、「設計積算の適正化及び積算技術向上検討会」を設置し、再発防止策のまとめを行い、新たに作成した設計チェックリストの活用を周知徹底した。

#### (8) 現場事務所の土地使用料を請負者から適正に徴収すべきもの

##### ア 監査結果の内容(要約)

大井給水所(仮称)ポンプ棟築造工事(大田区東海一丁目3番地1、工期:平成17.7.19~平成20.3.12、請負金額:15億9,292万3,500円)のうち、本工事の共通仮設費の積算について見ると、請負者が使用する現場事務所の土地使用料は当工事費の共通仮設費に含まれている。

しかし、請負者は現場事務所を局が所有管理する給水所用地内に設置しているにもかかわらず、土地使用料を支払っていない。

局は、平成17年度(約137万円)及び平成18年度(約314万円)の合計約451万円の土地使用料を徴収すべきである。また、平成19年度についても、同様な措置が必要である。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年7月10日付けで使用許可書及び納入通知書を発行し、平成18年7月24日に収入した。

また、平成18年8月1日付けで再発防止に向け「設計に当たっての運用について」を関係部署に通知し、関係職員に周知徹底するとともに、設計引継書にも土地使用料について記載することとした。

さらに、平成18年8月24日に建設部系列連絡会を開催し、指摘内容等の説明を行い、再発防止を徹底した。

加えて、平成19年度の土地使用については、平成19年1月31日付けで請負者からの使用許可申請書を受理し事務手続きを行った。

## 下 水 道 局

### ( 1 ) 木製棚の単価設定を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

西部第二管理事務所練馬出張所改築工事(練馬区豊玉北四丁目15番1号、工期:平成17.9.26~平成18.3.24、請負金額:1億80万円)のうち、木製棚製作の積算について見ると、木製棚は家具であるとして、家具メーカーの見積りにより単価設定している。

しかし、この木製棚の仕様であれば、家具とするのではなく、木工事として局が設定している歩掛を準用し単価設定することが適正である。

このため、積算額約83万円が過大なものとなっている。

#### イ 講じた措置の概要

局内全事務所を対象に、平成18年11月21日から29日までに実施した積算基準類説明会において、監査報告を行うとともに、単価設定を適正に行うよう周知した。

さらに、担当部署では再発防止を図るため、チェック体制表に「見積適用理由の確認」のチェック欄を追加し、局建築職で構成する拡大会議において周知徹底した。また、係長会において、当チェック体制表の運用により、実態に合った適正な単価設定を行うよう関係職員に周知徹底した。

### ( 2 ) 大量に分析を行う場合の土壌分析費の単価設定について検討すべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

東尾久浄化センター土壌調査(荒川区東尾久七丁目24番地先、工期:平成17.6.13~平成17.12.6、請負金額:7,554万4,350円)のうち、土壌調査の積算について見ると、土壌分析費は局単価により積算している。この局単価は通常積算に用いられる刊行物の単価と同額となっている。

しかし、刊行物の単価は10検体までの小口分析を対象として設定されたものであるため、本調査(2,495検体)のように同一業者において大量の分析を行う場合は、別途、検体数を明示し見積りを取るなどにより、適切な単価設定を行い、コスト縮減に努めることが必要である。

#### イ 講じた措置の概要

土壌分析費の局単価の適用範囲を明確にし、適用範囲を超える場合は、見積などにより別途単価設定することを、平成18年9月1日付け「土壌調査における土壌分析費単価の適用について」により関係部署へ通知した。

また、局内全事務所を対象に、平成18年11月21日から29日までに実施した積算基準

類説明会において、土壌分析費の単価設定について関係職員に周知した。

さらに、担当部署では、再発防止を図るため、チェックシートに追記し、課内係長会及びチェックマン会議において関係職員に周知徹底した。

### (3) 路面覆工の積算を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

あきる野幹線その5工事(檜原村下元郷地内～あきる野市乙津地内、工期：平成17.6.27～平成18.3.22、請負金額：2億3,908万5,000円)のうち、立坑部(3箇所)の路面覆工(合計面積36m<sup>2</sup>)の積算について見ると、立坑内の作業に際して覆工板の日々開閉に伴う経費は、局基準の歩掛「覆工板・受桁の設置・撤去」を基に計上されている。

しかし、この歩掛による単価には、覆工板の開閉のみならず覆工板を支える受桁等の設置撤去経費も含まれている。当該作業のように覆工板の開閉のみを行う場合、同基準の適用は過大なものとなるため、局基準の歩掛「覆工板の設置・撤去」を準用し、これにより積算することが適正である。このため、積算額約363万円が過大なものとなっている。

#### イ 講じた措置の概要

積算基準(平成18年10月改定)に覆工板開閉歩掛の適用区分について追記した。

また、局内全事務所を対象に、平成18年11月21日から29日までに実施した積算基準類説明会において、改定内容を説明し、路面覆工の積算を適正に行うよう、関係職員に周知した。

さらに、平成18年7月の本部内連絡会及び課内係長会を開催し、路面覆工の積算を適正に行うよう指示するとともに、平成18年10月に、積算基準の改定内容について周知徹底した。

### (4) フリーアクセスフロア工事における局基準の共通費について検討すべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

葛西水再生センター汚泥処理棟設備再構築に伴う建設工事(江戸川区臨海町一丁目先(葛西水再生センター内)、工期：平成17.10.11～平成18.8.3、請負金額：9,135万円)のうち、共通費の積算について見ると、本件配電盤室に使用しているフリーアクセスフロアの工事費は、局基準に明確な規定がないため、共通費の補正対象としていない。

ところで、OAフロアの工事費は現場での作業が少ないなどのため、局基準では共通費の補正対象とし、共通費の低減を行うこととしている。

しかし、本件フリーアクセスフロアは、OAフロアと同様のものであるにもかかわらず、補正対象とせず、同経費を低減していないのは適切ではない。仮に、フリーアクセスフロア工事を共通費の補正対象とすれば、積算額約104万円が縮減できる。

## イ 講じた措置の概要

OAフロアだけでなく配電盤室等で行うフリーアクセスフロアの工事についても、共通費の補正対象とするよう平成18年10月に積算基準を改定した。

また、局内全事務所を対象に、平成18年11月21日から29日までに実施した積算基準類説明会において、監査結果を報告するとともに、フリーアクセスフロア工事費は共通費の補正対象とした改定内容を説明し、関係職員に周知した。

さらに、担当部署では再発防止を図るため、積算基準の改定内容をチェックシートに追記し、課内係長会及びチェックマン会議において関係職員に周知徹底した。

## (5) 前払金対象工事の一般管理費等の積算を適正に行うべきもの

### ア 監査結果の内容(要約)

都では、土木・建築工事等について、請負者が工事着手に当たり必要資金を調達することに配慮し、契約金額に対して一定割合の前払金を支出している。前払金を支出しない場合は、請負者の調達資金の金利負担を軽減するため、工事費に係る一般管理費に一定の比率を乗じて補正を行うことがある。

しかし、葛西水再生センター流入渠その4工事(江戸川区臨海町一丁目、工期:平成17.10.3~平成18.3.31、請負金額:3億7,671万9,000円)、錦糸町幹線再構築工事(墨田区錦糸一丁目、亀沢三、四丁目、工期:平成18.2.27~平成18.8.18、請負金額:3億6,855万円)の工事2件について見ると、40%の前払金を支払うこととしているにもかかわらず、一般管理費等の割増補正(1.05)を行っている。

このため、積算額合計約336万円が過大なものとなっている。

## イ 講じた措置の概要

平成18年6月29日付けの契約変更により減額是正を行った。

また、積算システム(SEES)の経費情報画面上の表記等を誤入力が発生しないよう改善した。

さらに、局内全事務所を対象に、平成18年11月21日から29日までに実施した積算基準類説明会において、一般管理費の積算を適正に行うよう関係職員に周知した。

また、所では、新たにチェックシートを作成し、チェックの役割分担を再確認するとともに、課内係長及び設計担当者会議等を開催し、再発防止に努めるよう関係職員に周知徹底した。

## 教 育 庁

### ( 1 ) 照明用遠隔操作盤の電気配線保護対策を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

都立田無工業高等学校( 17 ) グランド照明設置工事( 西東京市向台町一丁目9番1号、工期：平成18.2.10～平成18.3.24、請負金額：388万5,000円)のうち、照明用分電盤から遠隔操作盤への電気配線について見ると、分電盤にはヒューズが設置され、配線等のショート(短絡)により操作盤機器へ過大な電気が流れるのを防いでいるが、漏電を防ぐ機能はない。このため、当設備は、電気設備の技術基準を定める省令等に適合しておらず、漏電による人身事故や電気火災が発生するおそれがある大変危険なものとなっている。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年11月に漏電遮断器設置工事を行い是正した。

また、平成18年10月11日及び平成19年2月6日に、工事を主管する営繕課の課会を開催し、屋外で操作する制御盤類については、漏電遮断器等の設置による確実な漏電対策を実施するよう周知した。

さらに、平成19年3月6日の営繕課係長会で、積算チェックシートの活用及び新たに担当者同士によるチェックを行うことを指示した。

### ( 2 ) 格子フェンス設置工の積算を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

都立調布北高等学校( 17 ) 道路補償工事及びその他改修工事( 調布市深大寺北町五丁目39番地1、工期：平成17.12.16～平成18.3.13、請負金額：8,033万8,650円)のうち、東側格子フェンス設置工(高さ1.5m、延長約105m)の積算について見ると、コンクリート基礎部分の経費を含む単価により行っている。

しかし、同フェンスは、当工事で築造した擁壁上に設置しているため、フェンスの設置経費のみを計上すべきであり、基礎部分の経費は不要である。

このため、積算額約184万円が過大なものとなっている。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年10月11日及び平成19年2月6日に営繕課の課会を開催し、設計から積算までの段階において担当者同士によるチェックを徹底し、積算を適正に行うよう周知した。

また、平成18年11月10日に営繕課土木担当者会を開催し、平成18年4月より使用している設計・積算チェックシートの活用の徹底を図り、積算を適正に行うよう指示した。

### (3) 土工事における土砂埋め戻し工の単価設定を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

旧東京都府中青年の家(17)解体工事(府中市是政六丁目32番地10、工期:平成17.9.9~平成17.12.20、請負金額:4,975万3,200円)のうち、土工事の積算について見ると、建物解体後の土砂埋め戻し工は、局の定める単価があるにもかかわらず、誤って割高なものを用いている。このため、積算額約411万円が過大なものとなっている。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年10月11日及び平成19年2月6日に、工事を主管する営繕課の課会を開催し、設計から積算までの段階において複数によるチェックを徹底し、単純なミスの防止など、積算を適正に行うよう周知した。

また、平成18年11月16日に営繕課建築担当者会を開催し、積算チェックシートの活用及び新たに担当者同士によるチェックを行うことを指示した。

### (4) 空調換気扇の単価設定を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

都立八王子盲学校(17)空調設備改修工事(八王子市台町三丁目19番22号、工期:平成17.7.5~平成17.10.11、請負金額:3,249万1,200円)のうち、室内天井に取り付ける空調換気扇の積算について見ると、同機器材は庁で定めた単価がないため、業者からの見積りにより設定している。

しかし、庁基準では、庁で定めた標準価格のない単価は、1「建設資材定期刊行物」、2「公表価格(カタログ価格)」、3「見積り価格」の順で採用することとなっている。

当工事の空調換気扇(天吊露出形)の単価は、1の建設資材定期刊行物に掲載されており、これにより単価設定を行うべきである。このため、積算額約92万円が過大となっている。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年10月11日及び平成19年2月6日に営繕課の課会を開催し、標準単価に定めのない機器材の単価設定に当たっては、「建設資材等定期刊行物」の掲載内容を確認して、遺漏の無いよう注意を払い、積算標準に基づいた適正な処理をするよう周知した。

また、平成19年3月6日の営繕課係長会で、積算チェックシートの活用及び新たに担当者同士によるチェックを行うことを指示した。

## 警 視 庁

### ( 1 ) 内装工事における間仕切壁仕様の選定を適切に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

警視庁小岩警察署庁舎( H 1 6 ) 改築工事( その 2 ) ほか 1 件( 江戸川区東小岩六丁目 9 番 1 7 号、工期：平成 1 7 . 3 . 1 0 ~平成 1 9 . 7 . 3 1 ほか、請負金額計：1 8 億 8 , 5 4 4 万 3 , 0 0 0 円) のうち、内装工事の軽量鉄骨下地間仕切壁について見ると、証拠品保管庫やトイレなどの間仕切壁に、遮音性能の高い割高な仕様の間仕切壁が用いられている。

しかし、同間仕切壁の仕様は、庁の設計標準において遮音性能を確保する必要がある取調室などに用いるものとなっており、証拠品保管庫などに同仕様は不要なことから、積算額約 5 9 5 万円が過大なものとなっている。

#### イ 講じた措置の概要

軽量鉄骨下地間仕切壁の仕様を直ちに直直し、平成 1 8 年 1 1 月 1 日に設計変更により減額 是正を行った。

また、平成 1 9 年 1 月 1 5 日に、警察庁舎設計標準( 警察署編) に軽量鉄骨下地間仕切壁の仕様を追記し改訂した。

さらに、平成 1 9 年 1 月 2 4 日に建築担当者会議において、改訂した設計標準を説明するとともに、新たに他の係が数量や仕様の再チェックを行うなど、チェック体制の充実を図った。

## 〔平成 1 8 年行政監査( 都の土地及び建物の管理について)〕

## 財 務 局

### ( 1 ) 防災設備の管理を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

財務局では、消防法の規定に基づく防災設備の保守点検業務を委託しているが、当該防災設備の設置数量について見たところ、契約書、点検報告書の数量と実際の数量が相違していることが認められた。

#### イ 講じた措置の概要

防災設備の設置数量について確認調査を実施し、平成 1 9 年度は実際の数量に基づき保守点検業務委託契約を行った。

なお、今回調査時に作成した点検用書類をもとにして、適時点検等を行うとともに、数量に

変更等があった場合は、直ちに委託業者に周知し、適正な維持管理を行うよう努める。

## 福 祉 保 健 局

### ( 1 ) 防災設備の管理を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容（要約）

福祉保健局では、消防法の規定に基づく防災設備の保守点検業務を委託しているが、当該防災設備の設置数量について見たところ、契約書、点検報告書の数量と実際の数量が相違していることが認められた。

#### イ 講じた措置の概要

防災設備の設置数量について確認調査を実施し、平成 19 年度は実際の数量に基づき保守点検業務委託契約を行った。

なお、今回調査時に作成した点検用書類をもとにして、適時点検等を行うとともに、数量に変更等があった場合は、直ちに委託業者に周知し、適正な維持管理を行うよう努める。

## 病 院 経 営 本 部

### ( 1 ) 防災設備の管理を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容（要約）

病院経営本部では、消防法の規定に基づく防災設備の保守点検業務を委託しているが、当該防災設備の設置数量について見たところ、契約書、点検報告書の数量と実際の数量が相違していることが認められた。

#### イ 講じた措置の概要

防災設備の設置数量について確認調査を実施し、平成 19 年度は実際の設備数量に基づき保守業務委託契約を行った。

なお、今回調査時に作成した点検用書類をもとにして、適時点検等を行うとともに、数量に変更等があった場合は、直ちに委託業者に周知し、適正な維持管理を行うよう努める。

## 産 業 労 働 局

### ( 1 ) 建物管理委託に係る契約を見直すべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

産業労働局は、品川技術専門校ほか4校において、定期清掃及び日常清掃業務等については庁舎清掃委託契約を、また、開錠・清掃・ごみ処理業務等については日常用務委託契約をそれぞれ締結しているが、両契約の業務内容について見たところ、清掃業務については、特段の理由がないにもかかわらず、同所内で同内容の業務が曜日により別契約となっているなど、不適切な事例が認められた。

また、これらの清掃業務は、同種の業務内容であるにもかかわらず、積算金額に差があることから、委託業務内容を精査し、集約・分類すれば、経費の縮減を図ることができる。

#### イ 講じた措置の概要

平成19年度契約において、業務内容を集約・分類するなど契約内容の見直しを行い、経費の削減を図った。

### ( 2 ) 研修施設の効率的運用を図るべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

局は、職業訓練指導員の計画的な育成及び研修を実施するため、中野区弥生二丁目41番17号所在の庁舎(敷地面積1,296.13㎡、建物延床面積3,365.84㎡、鉄筋コンクリート造地下1階、地上4階建)の3階部分を研修施設としているが、十分活用されていない。

#### イ 講じた措置の概要

研修専用施設としての用途の廃止を平成19年2月21日に決定し、今後他の事業に活用できるように手続を行った。

## 建 設 局

### ( 1 ) 速やかに違法設置物を撤去させるなど、原状回復に向けた指導を行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

北多摩北部建設事務所において道路監察日誌を見たところ、昭島市内のC所有の宅地から都道の側溝に雨水管が無断でつなげられており、その雨水管が破損し、雨水が流れ出ているとの連絡を受けて、平成18年2月に職員が訪問し、雨水管の撤去を求めた。

しかし、その後、監査日（平成18.9.21）現在まで、事務所では撤去の確認を行っておらず、雨水管が長期にわたり放置されている。

イ 講じた措置の概要

平成19年1月17日に雨水管が撤去されたことを確認した。

(2) 公園施設の管理許可を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

東部公園緑地事務所は、都市公園法に基づき、財団法人東京都公園協会に対し、公園施設の一部を売店等として使用させるため、管理許可を行っている。この管理許可状況について見たところ、所は、協会が平成17年4月から設置している売店裏側の倉庫（延床面積：11㎡）について、監査日（平成18.9.6）現在、許可手続を行っていない。

イ 講じた措置の概要

平成19年1月12日付けで新たに管理許可事項変更申請書が提出され、平成19年1月30日付けで公園緑地部が、変更許可を行った。

(3) 土地の占用許可に係る適正な許可事務を行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

第一建設事務所は、隅田川の河川区域内（中央区湊三丁目地先（隅田川右岸））における土地（河川）の占用について、Dに継続して許可しているが、当該占用許可に係る関係書類のうちDが申請した船舶面積と、所が実際に許可している面積とが相違しており、占用が不適正な状態にあることが認められた。

イ 講じた措置の概要

平成19年1月31日付けで新たに占用許可の変更申請が提出され、申請書に添付された資料及び現地を確認したうえで、平成19年2月1日付けで占用許可の変更を行った。

(4) 所内のチェック体制を確保し、土地の占用許可に係る事務処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

第三建設事務所は、神田川（高田馬場分水路）の河川区域内における土地の占用について、河川法の規定に基づき、Eに継続して許可している（占用期間：平成17.4.1～平成27.3.31、占用料：1,519万9,650円）。

しかし、所は、平成16年11月15日にEから申請を受理しているにもかかわらず、決定手続までに約6か月の期間を要しており、また、遡及して占用許可している。

なお、標準処理期間内に事務処理が行われず、遡及して占用許可している同様な事例が複数認められた。

イ 講じた措置の概要

平成18年11月に係内会議で検討の結果、事務処理状況をチェックするための進行管理表を作成することとした。

この管理表に基づき事務処理の進捗状況を管理し、行政手続法に定められた標準処理期間内に適切に事務処理を行うことを職場内で周知徹底を図った。

(5) 研修施設の効率的運用を図るべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、職員研修所(新宿区大久保三丁目、Iビルの3階523.72㎡)を区分所有しているが、十分活用されていない。

イ 講じた措置の概要

利用率の低かった実習室について机やパソコンを配備し、内部講師用準備室兼控え室として研修のための調査、資料作成等の研修準備に活用できるよう、研修の充実化、局研修所の効率的運用を図るための整備を行った。

(6) 利用者の安全確保に努めるとともに、落下防止策を早急に講じるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東部公園緑地事務所庁舎は、平成2年7月に建設され、1階はレストラン(財団法人東京都公園協会が管理)、2階及び3階は、事務室として使用している。

しかし、庁舎の管理状況について見たところ、庁舎の壁面タイルが落下している状況が認められ、再度落下する危険性があることを認識していたにもかかわらず、具体的な落下防止策が講じられていない。

イ 講じた措置の概要

平成19年1月18日に外壁タイル改修工事の契約を行い、工事は平成19年3月15日に完了した。

(7) 防災設備の管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

建設局では、消防法の規定に基づく防災設備の保守点検業務を委託しているが、当該防災設備の設置数量について見たところ、契約書、点検報告書の数量と実際の数量が相違し

ていることが認められた。

建設局における防災設備の保守点検結果報告について見たところ、改善すべき事項について繰り返し報告を受けている状況が認められたが、修繕に向けた対応が行われておらず、保守点検委託の成果が活用されていない。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年度建物管理委託契約については、平成19年1月29日付けで契約変更手続を行い、実際の設置数量と一致したものに修正した。

また、平成19年度の建物管理委託については、防災設備の正確な設置数量に基づき契約を行った。

防災設備の不良箇所（誘導灯ランプ及び本体の劣化）については、建設事務所は平成18年11月15日及び平成18年12月13日に、公園緑地事務所は平成18年10月2日に、それぞれ修繕を完了させた。

## 港 湾 局

### (1) 防災設備の管理を適切に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容（要約）

港湾局では、消防法の規定に基づく防災設備の保守点検業務を委託しているが、当該防災設備の設置数量について見たところ、契約書及び点検報告書に記載されている数量と実際の数量が相違していることが確認された。

港湾局における防災設備の保守点検結果報告について見たところ、改善すべき事項について、繰り返し報告を受けている状況が認められたが、修繕に向けた対応が行われておらず、保守点検委託の成果が活用されていない。

#### イ 講じた措置の概要

実態調査により確認した実際の設置数量をもとに、平成19年度の契約については、仕様書で記載の点検数量を変更した。

設備不良箇所については、平成18年11月及び平成19年2月に修繕を完了した。

## 交 通 局

### ( 1 ) 財産管理業務を効率的に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

交通局は、土地、建物など公有財産の管理に関して、「東京都交通局公有財産管理システム」を平成18年4月から稼働させ、事務処理を行っている。しかし、システムの運用状況を見たところ、使用許可や貸付けに必要な最新の情報が入力されておらず、従前どおりの管理台帳等で管理業務を行っているなど、財産情報の共有化及び台帳管理事務の効率化等が図られていない。

#### イ 講じた措置の概要

基本情報については、財産異動に関する発生元部署から入力更新権者へ四半期ごとに財産異動リストを提出し、年4回の入力により更新していく。活用情報については、使用許可・貸付事務を所管している部署から入力更新権者へ起案文書を供覧し、発生時に随時更新していく。

### ( 2 ) 行政財産の使用許可に係る取扱いを適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

交通局は、都バス及び都電の乗車券の委託販売を行うために、Gに庁舎等の使用を認めている。

しかし、Gは船堀案内所(江戸川区船堀三丁目6番1号)において、都バス及び都電の乗車券の委託販売のほか、宝くじの販売も行っているにもかかわらず、局は、宝くじの販売部分について行政財産の使用許可を行っていない。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年12月8日に行政財産の使用許可申請をさせ、許可した。また、平成18年4月1日より、適正な使用料(25万7,916円)を徴収することとした。

## 教 育 庁

### ( 1 ) 研修施設の効率的運用を図るべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

教育庁は、東京都教職員研修センター(文京区本郷一丁目3番3号、建物延床面積17,027㎡)で主に教職員を対象とした研修を実施しているが、行政系職員を対象とした研修の一部については、竹芝分室(港区海岸一丁目13番17号、598.47㎡)で実施している。

しかし、竹芝分室の利用率は低いため、竹芝分室で実施している研修については、センターで実施できると思われる。

イ 講じた措置の概要

行政系職員を対象とした「平成19年度教育庁職員及び学校職員等研修実施計画」を平成19年3月に策定し、竹芝分室で行っていた研修の全てを東京都職員研修センターで実施するようにした。

(2) 防災設備の管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

教育庁では、消防法の規定に基づく防災設備の保守点検業務を委託しているが、当該防災設備の設置数量について見たところ、契約書、点検報告書の数量と実際の数量が相違していることが認められた。

イ 講じた措置の概要

防災設備の設置数量について確認調査を実施し、平成19年度は実際の数量に基づき保守点検業務委託契約を行った。また、平成19年3月に発行した危機管理マニュアルにより防災設備等の設置数量の正確な把握と適切な管理を行うことを指導・周知してゆく。

## 〔平成18年各会計定例監査〕

### 環 境 局

(1) 再生紙使用マークの表示などをガイド本編の内容に追加すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

総務部は、都の各局における物品調達の指針として、購入事例が多く、かつ環境配慮型製品の選択が可能なものを対象に、グリーン購入ガイドにおいて環境配慮仕様を定めている。

しかし、ガイドで定めた印刷物の環境配慮仕様について見たところ、印刷物として使用する用紙及び印刷インキの基準は示しているが、再生紙使用マーク、古紙配合率、白色度及び使用した印刷インキについて、作成した印刷物に表示すべきことが明記されていない。

イ 講じた措置の概要

東京都グリーン購入ガイド(2006年版)を平成18年12月に改定し、マークや環境に配慮した仕様について各局契約担当部長あてに環境局総務部長名で通知を行い、表示について

周知徹底した。

## 福 祉 保 健 局

### ( 1 ) 母子福祉資金貸付金の償還事務について区市に対する指導を行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

母子及び寡婦福祉法に基づく母子家庭に対する修学資金等の貸し付けについて、区市部における貸付及び償還にかかる事務は区市が行っているが、償還率は年度及び区市によって大きく異なっている。

貸付を受けている者に対する公正性を確保するために、区市における償還率の差の発生原因を把握した上で、償還に係る標準的な指導手法を定め、未償還者に対して適切に償還指導を行えるよう、区市を指導されたい。

#### イ 講じた措置の概要

区市における償還率の差の発生原因を把握するため、償還率の低い区市を訪問し、原因の調査と償還促進の技術的助言を行った。また、標準的な指導手法を確立するため、区市の償還事務担当者に対する講義を行ったほか、償還促進マニュアルを作成し、平成19年3月に区市へ配布した。

### ( 2 ) リースに係る保守料の積算を適切に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

障害者施策推進部は、医事会計システムをAからリースしている(契約期間:平成17.4.1~平成18.3.31、契約金額:1,438万2,862円)。

しかし、積算内訳についてみると、医事会計システムソフトウェアにかかる保守料をリース物件購入価格に算入し、これにリース料率1.8%を乗じて月額リース料を算出しているが、保守料は保守を行うごとに発生する費用であるから、リース物件購入価格に含めてリース会社の資金調達にかかる利息などを負担する必要はない。この結果、平成13年度におけるリース開始後から平成17年度までの5年間に120万円の不経済支出となっている。

#### イ 講じた措置の概要

平成19年度の契約締結において適正に積算を行い、契約した。

## 病 院 経 営 本 部

### ( 1 ) 査定減にかかる診療報酬の再審査請求を適切に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

都立病院では、基金等から診療報酬査定減の通知があった場合、各病院で保険診療委員会を開催し、査定内容に納得できない場合、請求理由を添付した再審査請求書を作成し、基金等に対し、可能な限り査定減の通知の翌月に再審査請求を行うこととしている。

しかし、神経病院における再審査請求にかかる事務処理について見たところ、委員会で決定されているにもかかわらず、その請求が遅延しているものが毎月数多く発生し、監査日(平成18.5.12)現在、未請求が59件にのぼることが認められた。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年6月10日に5件、平成18年10月10日に46件、平成18年11月10日に4件、平成19年2月10日に4件の計59件全ての再審査請求を行った。

### ( 2 ) 特定保険医療材料費の請求を適切に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

医科診療報酬点数表によれば、手術に当たって厚生労働大臣が定める保険医療材料(特定保険医療材料)を使用した場合、当該手術の所定点数の他に、使用した特定保険医療材料の所定点数を合算した点数により算定することとしている。

しかし、特定保険医療材料を使用した手術にかかる診療報酬の請求について見たところ、大塚病院及び松沢病院において請求もれ等の不適切な事務処理が認められた。

#### イ 講じた措置の概要

大塚病院については、過大請求にかかる保険負担分は、レセプトを再作成し、平成18年10月10日に基金あて再請求した。過少請求については、平成18年11月17日に基金からレセプトが返戻されたことから、レセプトを再作成し、平成18年12月9日に基金あて再請求を行った。

松沢病院については、過少請求等の該当レセプト3件は、平成18年6月に基金等へ返戻請求し、このうち2件は平成18年9月に返戻を受けたため、レセプトを再作成し、平成18年10月10日に再請求を行った。残り1件については、平成18年2月に返戻を受けたため、レセプトを再作成し、平成18年3月10日に再請求した。

## 産 業 労 働 局

### ( 1 ) 特別管理産業廃棄物の処理委託契約を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

都立技術専門校は、特別管理産業廃棄物(シンナー等)の収集運搬処理委託契約を締結しているが、委託した事業者は、特別管理産業廃棄物の運搬業の許可のみで処分業の許可は受けておらず、処分については他の許可業者に再委託していること、廃棄物の積み出し場所と積み下ろし場所が異なる都道府県の場合は、それぞれの許可証を確認する必要があるが、積み出し場所である東京都の許可証しか確認していないことが認められた。

#### イ 講じた措置の概要

局は、平成18年11月8日の経理事務担当者会議で特別管理産業廃棄物の適正処理について周知を図るとともに、環境局が作成している「産業廃棄物適正委託処理ガイドブック」を各校へ送付し、適正な処理に努めるよう周知徹底を図った。

### ( 2 ) 技術専門校に対し保護具管理に係る指導の徹底を図るべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

雇用就業部では、都立技術専門校における生徒の実技訓練に係る災害を防止するため、都立技術専門校生等労働安全衛生保護具措置要綱を定め、校長に保護具の管理等について管理使用細則を定めることを義務づけ、さらに保護具の点検及びその記録を行うこととしている。

しかし、技術専門校16校のうち9校で管理使用細則を定めていないこと、保護具台帳の記載に漏れや誤りがあり、台帳と実数とが相違していること、保護具がその機能を有効に発揮できる標準使用期間を超過していることなど要綱の趣旨に沿った指導が徹底されていないことが認められた。

#### イ 講じた措置の概要

保護具措置要綱の趣旨に沿って、全技術専門校で管理使用細則を定めさせるとともに、保護具の管理については、細則に従って台帳の整理や保護具の措置を行うなどの指導を行った。

## 中 央 卸 売 市 場

### ( 1 ) 車両置場使用料の徴収を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

市場が事業者団体に対して使用許可している駐車場の使用料は、市場が定めた要領により、

「利用者中に占める買出人等の割合が70%を超える車両置場（以下「買出人等の車両置場」という。）」には割安な料金基準が適用される。

しかし、買出人等の車両置場として、築地市場がAに対して使用許可している駐車場の利用状況は、要領で定めた適用基準を満たしていないが、買出人等の車両置場使用料を適用しているため、本来適用すべき使用料との差額約2,055万円（年額）が収入不足となっている。

#### イ 講じた措置の概要

使用料の収入不足額については、平成17年4月分から平成18年9月分までの未収金3,090万円を平成19年1月15日に収入した。また、収入不足の原因となった駐車場の使用状況については要領で定める基準に基づく配置へ是正した。

### (2) 発泡廃棄物処理事業に対する負担金の交付について見直しを行うべきもの

#### ア 監査結果の内容（要約）

各市場は、要綱に基づき、市場から排出される発泡廃棄物を処理している各市場内の廃棄物処理団体に対し、各団体からの申請に基づき、1月単位で負担金交付額を決定し交付している。

しかし、平成17年3月分から11月分までの期間で見ると、築地市場では、期間中の経費の合計により負担金交付額を算出した場合、負担金交付額は245万余円となり、1月単位で決定された負担金の合計額269万余円より少額となること、大田市場では、期間中の売却収入等が溶融処理経費よりも多く、団体に利益が生じているのに負担金を交付していることが認められた。

#### イ 講じた措置の概要

交付申請を各月毎ではなく、原則として年1回事業年度末に行うよう、平成18年10月31日に要綱を改正した。

## 建 設 局

### (1) 滞納に係る処理を適切に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容（要約）

東部公園緑地事務所が管理許可していた日比谷公園売店第2号（使用面積48.72m<sup>2</sup>）について、所が、適時適切な対応を行っていなかったこと及び公園緑地部において滞納処理に関する事務指針を示すなど適切な指導を行っていなかったことから、監査日（平成18.2.13）現在、未納金は延滞金を含めて718万2,937円になっている。この未納金については、小規模個人再生手続が開始されたことにより、事実上回収不能の状態である。

## イ 講じた措置の概要

所では未納金の滞納整理事務において、「使用料等滞納者対応記録調書」を作成し、催告等についての記録を残すよう改善を行った。なお、当該未納金については、裁判所の再生計画認可決定に基づき、弁済総額 97万6,879円を分割で収納している。

部においては、平成18年8月に基本的な考え方を示した「徴収事務適正化指針」を定め、さらに、平成18年12月に滞納処理の方法及び許可を取り消す場合の具体的な基準を定めた「都立公園占用・使用料徴収事務の手引き」を作成し、事務所に対し、手引きに基づき適切な滞納処理を行うように指導を徹底した。

## 港 湾 局

### (1) 旧事務室の有効活用策を早急に検討すべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

大井ふ頭セントラルビルの1階の一部は、平成16年3月末まで、東京港管理事務所の大井ふ頭係事務室として使用していたが、平成16年4月の組織改正により、同係が品川の南部地区ふ頭係へ統合されたため、2年以上空室のままとなっている。

## イ 講じた措置の概要

平成18年12月12日に開催された港湾局遊休資産等利活用推進委員会で議題として取り上げ活用策を検討した結果、平成19年度より港湾施設の警備委託に伴う警備員の待機所として有効活用を図っていくこととした。

## 交 通 局

### (1) 事故賠償金に係る債権管理を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

(ア) 電車部は、相手方が局と事故賠償金を分割納付する旨の示談書を取り交わした案件について、示談成立時に事故賠償金の全額を調定すべきものであるにもかかわらず、これを行っていない。このため、滞納額等(169万9,750円)が未収金に計上されておらず、簿外の管理となっている。

(イ) 自動車部は、各自動車営業所に対し、解決に至らなかった事故について、その処理状況を年度末に報告させている。しかし部では、この報告により、事故処理及び債権管理の基礎資料となる交渉経過等の記録を作成していない、損害賠償を請求すべき相手方が保険会社

等で連絡可能な対象であっても、適切な交渉を行っていないことを把握できたにもかかわらず、営業所に対して事務処理を適切に行うよう指導していないことが認められた。

#### イ 講じた措置の概要

(ア) 未調定分については、平成18年10月16日に全額を調定した。また、その後の案件でも、示談締結時に全額調定し、適正に管理している。

(イ) 平成18年7月12日に決定した「自動車部事故損害賠償金債権管理要領」に基づき各営業所に対して審査会の設置を指示した。営業所では、審査会において要領に定められた交渉記録に基づき事故事案の協議を行い、事故賠償金の処理・方針の決定を行っている。

### (2) 商品販売収入に係る現金の取扱いを適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

自動車部は、Aが作成した東京都交通局ロイヤリティ商品の販売を受託している。

しかし、営業所では販売手数料分を除く販売金額を「預り金」に計上しなければならないにもかかわらず、これを行っていない。

また、部は販売手数料分を除く販売金額を現金出納簿に計上しておらず、簿外の管理となっている。

#### イ 講じた措置の概要

各営業所において販売金全額を「雑入」として計上し、3か月ごとの精算時に、自動車部営業課において「預り金」に振り替え、この「預り金」から支出するよう会計処理方法を改善した。振替処理については、平成18年10月及び平成19年1月に行った。

### (3) 都電荒川線の収入金の管理を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

都電の料金箱には、つり銭をあらかじめ投入しているが、10円硬貨が不足する場合が多いため、料金箱補充用つり銭として8万円(10円硬貨×8,000枚)を荒川電車営業所に用意している。この補充用つり銭の取扱いについて見たところ、営業所では、乗務員の返却した金額を確認していないため、つり銭として補充された金額が明らかでない、料金箱にある現金の額を料金箱収入として調定する前に、その一部を補充用つり銭の精算として取り出しているため、料金として実際に収入された額がわからない状況となっている。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年9月1日から補充用つり銭の持出し及び返却時の金額を明確にするため、営業所長から、つり銭記録表の記載を乗務員全員に周知し、実施している。また、持出し時の本数(一

本500円)から、返却時の残金又は未使用分を集計時に差し引くことにより、料金箱内のつり銭使用額を明確にし、適正な収入金管理を行っている。

## 下水道局

### (1) 契約に係る予定単価の積算を適切に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

業務部が契約している動力式井戸揚水能力測定作業委託の単価の積算について見たところ、徴取した下見積りに示された単価を検証せずにそのまま設計単価として用いていること、局の積算基準における労務単価を用いて試算した場合の額を上回る人件費となっていることが認められ、適切ではない。

#### イ 講じた措置の概要

平成19年度分の設計から作業項目や作業時間等の内容を精査し、人件費については、東京都下水道局積算基準などにに基づき、適切な単価により積算を行った。

## 東京消防庁

### (1) 重要物品の管理等を適正に行うべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

本庁各部及び10署の重要物品(取得価格が100万円以上の物品)1,703点について、関係書類及び現物の確認(900点)を行ったところ、管理が適正でないものが104点認められた。

#### イ 講じた措置の概要

台帳と現物の所在が相違していたものについては、物品管理システムの修正、削除及び登録等を行った。今後は定例的にチェックを行い、各部・各消防署の指導を行うほか、研修において物品管理に関する教育時間を増やし、各部署に対し周知徹底を図る。

## 〔平成17年度各会計歳入歳出決算審査〕

### 財 務 局

#### (1) 公有財産について

##### ア 監査結果の内容(要約)

建物40.52㎡(旧三番町材料置き場)が過大に登載されている。

##### イ 講じた措置の概要

平成18年12月22日に公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

### 福 祉 保 健 局

#### (1) 公有財産について

##### ア 監査結果の内容(要約)

建物12,031.95㎡(路上生活者自立支援センター台東寮760.00㎡、東京都板橋福祉工場倉庫B55.95㎡、七生福祉園機具倉庫45.00㎡及び東部療育センター11,171.00㎡)が過大に登載されている。

建物640.00㎡(路上生活者自立支援センター北寮)に登載漏れとなっている。

##### イ 講じた措置の概要

平成18年12月26日に公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

### 産 業 労 働 局

#### (1) 公有財産について<土地>

##### ア 監査結果の内容

土地3,051.85㎡(小笠原村母島大沢パイプライン用地及び小笠原村母島評議平農地開発用地)が過大に登載されている。

土地379.17㎡(玉川第三減圧水槽管理道用地及び母島農道1号)に登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成19年1月12日に公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

(2) 公有財産について<建物>

ア 監査結果の内容

建物49.4m<sup>2</sup>(労働相談情報センター国分寺事務所建物)が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

平成19年1月12日に公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

建 設 局

(1) 公有財産について<土地>

ア 監査結果の内容

土地3,537.95m<sup>2</sup>(道路事業用地及び事業用代替地)が過大に登載されている。

土地3,506.29m<sup>2</sup>(事業用代替地及び公園事業用地など)が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成19年4月27日に公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

(2) 公有財産について<建物>

ア 監査結果の内容

建物504.64m<sup>2</sup>(多摩動物公園の動物舎ほか3棟分)が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

平成19年4月27日に公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

港 湾 局

(1) 公有財産について<土地>

ア 監査結果の内容

土地8,597.25m<sup>2</sup>(八重根漁港改修事業用地)が過大に登載されている。

土地 9,583.04 m<sup>2</sup> (京浜緑道公園ほか 2 公園及び大島空港拡張整備事業用地) が登録漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成 18 年 10 月 31 日に公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

(2) 公有財産について < 建 物 >

ア 監査結果の内容

建物 62.88 m<sup>2</sup> (豊洲水門機械棟) が登録漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成 18 年 10 月 31 日に公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

教 育 庁

(1) 公有財産について

ア 監査結果の内容 (要約)

土地 3,612.34 m<sup>2</sup> (都立府中西高等学校敷地の一部 3,559.45 m<sup>2</sup> 及び都立農産高等学校敷地の一部 52.89 m<sup>2</sup>) が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成 18 年 12 月 26 日に公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

警 視 庁

(1) 公有財産について

ア 監査結果の内容 (要約)

建物 16.06 m<sup>2</sup> (西が丘庁舎) が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成 18 年 12 月 25 日に公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

## 東京消防庁

### (1) 公有財産について<建物>

#### ア 監査結果の内容

建物 1,563.68㎡(大橋家族待機宿舎)が登載漏れとなっている。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年12月27日に公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

## 〔平成17年度決算審査(公営企業各会計)〕

## 港 湾 局

### (3) 施設整備費(資本的支出)で支出すべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

局は、大井バンプールその他フェンス工事について、維持工事費として営業費用(収益的支出)で599万3,934円支出しているが、その工事の内容は、既存のフェンスを撤去し、高さを増して新設したものであることから、資本的支出とするべきである。

#### イ 講じた措置の概要

平成19年2月14日に過年度における資産計上等の処理を行った。

## 〔平成17年行政監査(消費者トラブル等への対応について)〕

## 生 活 文 化 局

### (1) 都民からの相談に円滑な対応ができるよう一層工夫すべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

東京都消費生活総合センターにおける相談件数は、架空請求や認知症の高齢者を狙った商法など、悪質事業者による消費者トラブルの急増に伴い、平成16年度に3万5,834件となり、前年度と比べて4,042件(12.7%)増加しているが、そのほとんどは電話による相談となっている。

相談員(30名)が電話で直接応答できる件数には限界があるため、音声情報や文字情報を

適切に提供するほか、都のホームページを活用して最新の事例や対応方法等を速やかに、かつ、わかりやすく掲出するなど、都民からの相談に円滑な対応ができるよう一層創意工夫されたい。

#### イ 講じた措置の概要

平成18年4月3日に「高齢者被害110番」を開設し、相談体制の強化を図った。また、平成19年1月15日に開設したホームページ「東京暮らしWEB」に、「消費生活相談FAQ」を設け、消費者トラブルに対する基礎的な解決策の提供を行っている。

## 〔平成17年財政援助団体等監査〕

### 病 院 経 営 本 部

(財団法人東京都保健医療公社)

(1) 公社は、貯蔵品の計上範囲を統一し、また、本部は、公社を適切に指導すべきもの

#### ア 監査結果の内容(要約)

多摩南部地域病院では、全ての診療材料を貯蔵品として計上しているのに対し、東部地域病院及び大久保病院では、X線材料等の一部の科目に限定して診療材料を貯蔵品に計上していることなど、貯蔵品の計上範囲は、病院等間で異なるものとなっている。そのため、貯蔵品の年度末残高は、病院等間で、大きく相違している。

公社は、各病院における貯蔵品の計上範囲について適切な基準を設け統一すべきである。

また、貯蔵品として計上される診療材料の範囲により、運営費補助金の対象経費である診療材料費の額が増減することから、本部は、公社が適切な会計処理を行うよう指導する必要がある。

#### イ 講じた措置の概要

たな卸資産管理基準を策定し、平成19年2月26日に各病院用度担当者に対する説明会を開き、周知徹底を図った。

# 東京消防庁

(財団法人東京消防協会)

## (1) 給食事業のあり方について検討すべきもの

### ア 監査結果の内容(要約)

単身待機宿舎における給食事業については、外食産業の普及などにより、給食提供数が減少している。給食に従事する職員の配置は平成15年度より、職員退職後は補充しないことなどにより規模縮小が図られており、また、宿舎の改築の際は、簡単な自炊用のキッチンを各室に取付けることも行われている。さらに給食提供数とは関係なく給食に従事する職員の退職により給食提供を廃止している宿舎もあるなど、給食事業全体として非効率なものとなっている状況が認められた。

### イ 講じた措置の概要

給食に従事する職員に対する早期退職制度を設け、全職員に周知徹底を図った上、配置転換により効率的な職員配置を実施した。

## 〔平成17年工事監査〕

# 下水道局

## (1) 実態に即した墨出し単価について検討すべきもの

### ア 監査結果の内容(要約)

八王子水再生センター東水処理施設覆蓋その5工事(八王子市小宮町501、工期:平成16.8.9~平成17.8.17、請負金額:6億5,499万円)における床、柱等に通気芯を出す墨出しの単価について見ると、局基準の「一般」を適用している。

しかし、本工事のように、大規模な空間を有し、かつ、施設の大部分に内部仕上げがない場合においては、一般施設に比べ、大幅に墨出し手間が低減できることから局基準の「一般」の単価を適用することは妥当でない。

### イ 講じた措置の概要

局内全事務所を対象に、平成17年11月21日から29日までに実施した積算基準類説明会において監査報告を行い、指摘趣旨を周知した。

担当部署では、覆蓋工事の墨出し単価の取り扱いについて、他都市の状況を参考に、当面の

間使用する補正係数を設定し、平成17年10月3日付けの通知文により周知徹底した。

実態に即したより適切な補正係数については、実態調査を踏まえ定めることとするが、当面、同種工事は予定されていないため、同種工事が発注される時期に必ず実態調査を実施し定める。

## 〔平成17年各会計定例監査〕

### 中央卸売市場

#### (1) 保証金の管理を適正に行うべきもの

##### ア 監査結果の内容(要約)

築地市場及び大田市場における保証金について、両市場が管理している個別管理台帳と本庁(管理部)が管理している預り金整理簿とでは、築地市場では、仲卸業者で318万5,512円、関連事業者で183万796円、また、大田市場では、仲卸業者で106万1,804円、関連事業者で41万8,682円が相違している。

##### イ 講じた措置の概要

個別管理台帳と預り金整理簿の保証金額を調整する会計処理を行い金額の不一致を是正した。

### 教 育 庁

#### (1) 都立高校定時制課程等に係る補助金の交付を適切に行うべきもの

##### ア 監査結果の内容(要約)

学務部は、「東京都立高等学校定時制・通信制課程教科用図書補助金交付要綱」などにより、教科書代及び夜食費に対して補助金を交付している。補助金の交付対象者は、原則として定職に就いている者などの有職生徒であるが、職に就く意思はあるが、職がなく求職中の生徒であっても証明があれば交付の対象としている。

しかし、各校の補助申請・認定に係る状況を見たところ、学校間・学級間において申請・認定率に大きな差が見受けられた。これは部が、「求職中」であることについて、具体的な判断基準を定めていないことによるものである。

##### イ 講じた措置の概要

平成18年3月に補助金の取扱いについて各学校長に通知し、生徒の求職意思については、担任等が生徒から求職の意向等を聴取し、現状を十分把握した上で書面により確認することと

した。申請率の高い学校については、受給資格者の校内決定に当たって、適正な手続が行われているか、特に「求職中」であることを学校長が証明する場合、担任教諭等が生徒に面談し、書面で意思を確認しているかを学校に照会し、交付決定している。

## 〔平成16年度決算審査（出納長所属各会計）〕

### 教 育 庁

#### （１）公有財産について

##### ア 監査結果の内容（要約）

庁の管理する重要物品について物品管理システムへの入力内容を見たところ、重要物品の異動件数765件の5.6%に当たる43件が登載漏れ又は過大登載になっており、庁内部において登載漏れ等を予防できる体制となっていない

##### イ 講じた措置の概要

学校をはじめ全ての重要物品所在の教育庁所管組織において、重要物品の登載状況を、現品照会を含め確認等を行った。また、会計管理者への報告時に受入物品等の確認及び修正の徹底を図る。

## 〔平成16年財政援助団体等監査〕

### 都 市 整 備 局

（財団法人東京都新都市建設公社）

#### （１）委託工事等の事務費について改めるべきもの

##### ア 監査結果の内容（要約）

公社は、東京都から建設発生土再利用センターの運営管理を受託している。このうち補修工事等委託の積算経費については、外部に発注する扱いとして定率で計上することとし、該当工事等価格の4.4%に相当する額を事務費としているが、補修工事等委託は、公社内の下水道部で積算を行っており、単価、人員、作業工程等から積算事務費等を算定できるものである。

イ 講じた措置の概要

委託工事等の事務費の算定については基準を定め、その算定基準に基づき協定を変更した結果、事務費率は4.4%から2.8%に低下した。

産 業 労 働 局

(財団法人東京都森林組合連合会)

(1) 基金による助成事業の仕組みを抜本的に見直すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東京都森林組合連合会では、林業従事者の福利厚生制度を充実させるため、都などから補助金の交付を受けて基金を造成し、その運用益で福利厚生事業を実施している(基金1億円、うち都の補助金は5,000万円)。しかし、平成15年度の基金運用益は2万円に過ぎず、基金による助成事業の仕組みが有効なものとなっていない。

イ 講じた措置の概要

基金の運用方法を見直すことで、助成事業の継続が可能なだけの運用益を確保できる見通しとなったため、要望の強い事業から優先的に実施してゆく。

〔平成16年行政監査(特命随意契約について)〕

交 通 局

(1) 産業廃棄物処理委託に係る契約方法を見直し経費の節減に努めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

交通局電車部は、「産業廃棄物(ビン・かん)の処理委託」契約をIと特命随意契約(単価契約)により締結しているが、衛生面や駅の維持管理の面で問題があるなどの特命理由は、受託業者を特命する理由としては不十分である。同様な契約を行っている同局自動車部では、5者による指名競争入札で行っているが、その契約と比べるとビン・かんの1kg当り処理単価に8円の差があり、その差額を適用し試算すると、303万1,600円の不経済支出となっている。

イ 講じた措置の概要

契約方法については、平成16年度から競争入札に改めた。平成19年度契約においては、自動車部とのピン処理単価の差が0円に、かん処理単価の差が5円に縮小し、経費の節減に努めた。

〔平成16年行政監査（都立図書館サービスについて）〕

教 育 庁

(1) 複写業務委託契約の取扱いを見直すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

都立図書館で行っている複写業務委託については、図書館の事業であるにもかかわらず、複写料金を直接受託者の収入とし、都の歳入歳出予算にも計上していないなど、適正を欠く状況となっている。

イ 講じた措置の概要

見直しを行い、平成19年度一般会計予算で歳入と歳出の経理区分を明確にした。

平成19年度  
登録第3号

平成19年 監査結果に基づき知事等が講じた措置（第1回）

平成19年6月発行

編集・発行 東京都監査事務局総務課  
新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話 03(5321)1111(代)  
都庁内線55-531  
03(5320)7017(直通)  
URL <http://www.kansa.metro.tokyo.jp/>  
印刷 株式会社 シンソー印刷株式会社  
電話 03(3950)7221(代)

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。